

博士論文

沿岸漁村地域における
青壮年「新規参入」漁業者確保の条件

資源循環学専攻

今川 恵

序章

第 1 節 問題の所在

第 2 節 対象事例地域の位置づけ

第 1 章 沿岸漁業就業構造の変化と新規参入漁業者 — 90 年以降を中心として —

第 1 節 戦後以降の漁業就業構造

第 2 節 90 年代以降の漁業就業構造

補章 新規就業者対策と I ターン漁業者

第 2 章 島嶼地域における漁業構造と青壮年漁業者確保の条件—三重県鳥羽市神島町を事例として—

第 1 節 神島の概要と漁業

- 1) 神島漁業の概要
- 2) 共同体的漁業管理
- 3) 漁業就業構造の変遷

第 2 節 若手漁業者の就業構造—ケーススタディー—

- 1) 知事許可漁業参入予定型
- 2) 共同漁業権漁業参入型
- 3) 遊漁専業経営参入型

第 3 節 小括

第 3 章 「出稼ぎ母村」における漁業構造と青壮年漁業者確保の条件—和歌山県東牟婁郡太地町を事例として—

第 1 節 太地町漁業の概要

第 2 節 漁業就業形態と青壮年労働力

1) 自営漁業型

2) 半漁半労型

3) 周年完全雇成型

第 3 節 小括

第 4 章 総括

序章

第一節 問題の所在

漁村地域における担い手の流出が、大きな問題となっている。2008年漁業センサスによると、20代以下漁業就業者数の世代別比率は、20代以下13,781人(7%)、30代18,883人(10%)、40代27,336人(15%)、50代41,879人(22%)、60代以上85,941人(46%)と、若年層比率の低さが目立つ。今後基本的にもこのような就業構造が維持されると考えられており(山内2009)¹⁾、こうした今後の担い手である若年層の漁村外への流出は、今後の沿岸漁業の持続可能性を左右する大きな問題点であると言える。

さて、沿岸漁業における後継者世代の減少は、すでに1980年代に指摘されていた。だが、1980年代の就業構造問題と1990年のそれについては大きな相違点がある。第一に、沿岸漁業生産を取り巻く条件の構造的変容(常・長谷川)²⁾第二に、「還流漁業者」の増加(宮澤2007)³⁾である。前者については、1980年代には国民の賃金上昇が継続し、国内水産物市場においては一定の購買力が存在していた。だが1990年代以降の長期不況において、国民の可処分所得低下に伴う魚価低下・停滞と、2000年代以降の燃油費の上昇(特に2008年の燃油高騰)が同時進行し、コストの上昇を魚価に転嫁できないという厳しい条件下に直面している。このような状況から、漁家経営の、若手漁業者の求心力は弱まっているのである。後者については、宮澤⁴⁾が「還流漁業者現象」を時系

列のコーホート分析から明らかにしている。90年代以降、全体のコーホート増減数は減少傾向にあったものの1998年～2003年にかけて増加傾向に転じ、一旦外で就業したのち漁村地域に帰って来るという「還流漁業者」が、増加している。このように1990年代以降は、長期的な不況を主要因とした構造的変容が漁業生産部門・商品市場部門・労働市場部門に生じ、沿岸漁業は新たな展開過程にあると言えるだろう。

このような沿岸漁業動向を、既存研究は労働力視点からどのように見ているのか。例えば前述した宮澤⁵⁾は、コーホート分析と事例分析から、還流漁業者が増加傾向にあり、そのような漁業者を受け止める収容力が漁村地域に存在していることを示唆した。加瀬⁶⁾・関⁷⁾は事例分析から漁村地域における後継者問題にアプローチしており、加瀬は、周辺地域の漁業者の減少により漁場利用において有利な条件が生まれたことなどから漁家経営を成立させ、後継者を確保している事例を明らかにした。そして関は、継承すべき漁船を有する「自営」漁家の存在と、地域主体の後継者不足対策（生活・就労環境の改善）が身を結び、後継者を確保している事例を見出している。このように宮澤は「還流漁業者」の現象を統計から明らかにするとともに、「さらに漁村地域にわけいった分析が必要」と課題を明言している。加瀬（2009）・関（2009）は、どちらも沿岸漁業就業者の全体的な減少により、逆に当該地域にとって資源・漁場・生活（定住）環境をより濃密・快適なものにするための「条件」が出現し、結果的に後継者が確保できていることを明らかにし、縮小再編の流れの中に

ある沿岸漁業の、基盤となる漁村地域における積極的な面を具体的に抽出している。

だが、既存研究では、「失われた 20 年」とも言われる 1990 年代以降に、漁業内外の条件が悪化する中で、漁村地域の「受け皿」がどのように形成され、具体的に地域の漁業をはじめとする雇用機会とどのように関連しているのか、という実証研究は、宮澤によって必要性が指摘されながらも、なされていない。宮澤が言うように、現在を還流漁業者含む新規参入が増加傾向にある「好機」とするならば⁸⁾、そのような漁業者を受け止める漁村地域の「受け皿」がどのように形成されているのかという実態分析が必要とされるだろう。そこで本論では、第一に漁村地域における戦後から現在までの漁村地域の変容（特に 90 年代後半以降）を統計・文献・ヒアリング調査から明らかにし、その中で漁村の就労の場がどのように形成されてきたのかを明らかにする。第二に、青壮年の参入・還流のあり方や着業漁業、就業形態から青壮年漁業者の存在形態の把握をすると同時に、漁業をはじめとする地域内就労機会が関連しながら、どのように青壮年の「受け皿」が形成されているのかを分析する。そして、これらから、1990 年代以降、漁村地域が青壮年「新規参入」漁業者の収容を可能としてきた条件を抽出する。

さて、本論での「新規参入」とは、学卒後の漁業参入に加え「U ターン・I ターン」を含む、幅広い意味での漁村地域への参入のことである。小論では、その中でも、「還流漁業者」つまり「U ターン漁業者」を「新規参入」の中心とした。こ

のようなタイプの青壮年漁業者に絞って考察する理由として、第一に漁業参入労働力において、「新規学卒就業者」17.1%に対して「離職転入者」は59.3%と大きく上回っており、(平成19年水産白書)、「一旦漁村から離れ、他産業に着業したのち漁業に参入する」「全く漁業を経験したことがない状態から漁業に参入する」という漁業参入のあり方が、今後も中心的となってゆくと思われるためであり、第二に、その中でも「Uターン漁業者」が、現在一般的な新規参入パターンであることは周知の事実であり、また今後の「自営漁業経営者の確保」という視点からも、「Uターン漁業者」が将来的な担い手の基軸であると思われるからである。

第2節 対象事例地域の位置づけ

漁村地域においては、一般的に高齢漁業者比率が多くなっており、「青壮年漁業者層が充実している」漁村は、一部の養殖漁村を除外し、かなり少なくなっている。だが、高齢者比率の多い漁村地域でも、労働力の流動パターンによって2つに分けられるだろう。第一に、「流出は大きいものの、新規参入が一定存在し、ある程度の世代交代が見込めると予想される地域」と、「後継者層の流出が圧倒的に多く、将来的に漁業者がいなくなるであろう地域、または、漁業が高齢者の「生きがい」的位置づけとして成立している地域」に分けられる。本論では、前者の地域を研究対象とする。その中でも、今後の自営漁業者の確保という視点から、「地域内に自営家族経営体が存在していた」地域、換言すれば新規参入の「受け皿」

となる就労の場があった地域と、家族経営主体の漁業者の就労の場が小さく、従来の漁村のパターンから再編を経て就労機会が広がった「後発型」とも言える地域を取り上げた。前者は、自営漁業が地域の主要産業であり、就労の場が維持されてきた三重県鳥羽市神島町を、後者は、もともと海外出稼ぎや捕鯨を含む遠洋漁業が地域の中心産業であった和歌山県東牟婁郡太地町を選択した。

神島のような島嶼地域と、太地町のようなかつての「出稼ぎ母村」は全国漁村地域においてどのような位置づけにあるのかを述べる。まず、漁業を主産業とした島嶼地域は、全国の沿岸漁村地域に離島を含め存在している。また、かつての「出稼ぎ母村」も、遠洋カツオ・マグロ漁業、南氷洋捕鯨業などへ労働力を供給してきた東北地方、北陸地方や西日本などでも見られ、2地域とも全国に広範に存在する事例である。また、漁村地域の「就労の場」という視点から、もともと収容の場が存在した地域と、そうでない「後発型」地域を選ぶことにより、近年増加しつつある「還流」漁業者の性格・またそれを収容する「受け皿」の多様性が、より明確にすることが可能である。

注

- 1) 山内昌和「自営漁業就業者の再生産に関する人口学的検討—自営漁業就業者と個人経営体世帯員に関する漁業センサスの分析—」『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究—平成20年度事業報告—』（財団法人東京水

- 産振興会, 2009) pp. 149～174
- 2) 常清秀・長谷川健二「燃油・餌料高騰下の水産業の動態と対応」『農業市場研究』第18巻第4号, 2010, pp. 28～41
 - 3) 宮澤晴彦「沿岸漁業経営構造の分析視角—漁船漁業経営の再編をめぐって—」『北日本漁業』第35号, 2007, pp. 32～48
 - 4) 3) 前掲書
 - 5) 3) 前掲書
 - 6) 加瀬和俊「瀬戸内海離島における後継者確保事情—兵庫県坊勢島」『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究—平成20年度事業報告—』（財団法人東京水産振興会, 2009) pp. 65～79
 - 7) 関いずみ「福岡県姫島地区における漁業後継者の就業実態と課題」『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究—平成20年度事業報告—』（財団法人東京水産振興会, 2009) pp. 107～119
 - 8) 3) 前掲書, pp. 40より

第1章 沿岸漁業就業構造の変化

第1節 戦後以降の漁業就業構造

戦後以降の漁業就業構造については、すでに多くの既存研究がすでに存在する。よって、それらの資料・解説を参考としながら見てゆくこととする。沿岸漁業における漁業就業構造は、主に①戦後～1960年②高度成長期～1980年代③1990年代～現在に大きく分類できる。戦後間もなく、多くの漁村地域は「過剰人口」を抱えていた。戦時中、徴兵などで動員されていた若手階層は、漁業外に就業機会のない時期、多くが自営漁業に従事したのである。こうした漁村地域の構造に大きな変化をもたらしたのは、1960年以降の高度経済成長である。この時期、就業機会の増加に伴い、農業・漁業における若年層は都市部へと流出し、過剰人口は解消した。また加瀬¹⁾によれば、この頃の政策構想としては、沿岸漁業における主に3t層前後及び養殖経営を重視し、これらを育成しつつ他階層の減少をはかる構想を打ち出した。いわゆる構造改善政策である。また、1969年の漁業近代化資金制度により、積極的な生産手段への投資がなされ、木船からFRP船への船体の船質の強化がはかられ、また、魚群探知機などの電子機器類の進行により省力化が進行した。島²⁾は、このような高度成長期の漁業就業の特徴として、「若年齢層の不足」、「新規補充の減少」「中高年齢層の過剰」という3点を指摘している。つまり、漁業外就業機会の増加・漁村内部での省力化により、漁業を継承すべき若年層が流出し、壮年層の比率が相対的に

高まったのである。この時期、沿岸漁業では就業者は減少しつつも、機器類の充実から経営体数は維持傾向にあった。また、国民の所得上昇に伴う魚価高騰に支えられ、生産手段への投資を価格に転嫁させることが可能であり、全体的な底上げにつながった。この時期の沿岸漁業の躍進は「魚価高騰依存型」と呼ばれ、他律的な生産力展開であった。漁業就業者は昭和28年（1953年）に、すでにピークを迎えて、その後は減少の一途を辿る。

1973年・1979年のオイルショックにより、それまで沿岸漁業を支えてきた恵まれた市場条件はなくなり、「オイルショックによる生産手段の高騰、魚価低迷によるコスト増大、過剰な漁業投資による資源乱獲、漁村労働力の流出による後継者不足等の漁業危機が表面化し、魚価高騰依存型の漁業成長メカニズムは破綻した」（島）³⁾ また、高度成長期に漁船などへの投資が進んだことから、漁場の過密状態がより深刻となった。この時期の政策路線として、「オイルショック後の資源管理型漁業論に代表されるように、平等主義的施策による漁業者の経営向上エネルギーが重視された。格差付けた発想は抑制され、経営体全体の所得向上を通じて平均的に後継者確保を図ってゆこうとする方向」また、「行政的施策の肥大化、とくに公共事業を中心とした財政資金の投入によって、漁業者全体の漁業所得の増大が目指された。栽培漁業、養殖業施設の補助、漁礁設置、漁場作りがそれである。」（加瀬）⁴⁾ このように、重点的な投資による「漁村全体の底上げ」がはかられたが、漁業就業者は減少傾向にあったものの、それらは大

きな問題としては捉えられず、就業者対策も必要とはされていなかった。

さて、加瀬⁵⁾による既存研究より、戦後から1985年までの「男子自営漁業就業者数」を抜粋したものが以下表である。

表 1-1 年齢階層別の男子自営漁業就業者数

	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年
合計	281,850	266,234	238,304	230,517	210,686	205,200	187,590
15才～	27,370	21,070	14,270	11,250	5,990	4,685	3,238
20～	37,470	24,730	17,520	16,950	12,400	10,256	8,108
25～	35,020	33,250	23,320	15,630	14,870	13,156	9,928
30～	22,270	29,320	29,320	21,780	14,890	15,695	12,648
35～	22,760	30,410	30,410	32,830	22,420	15,387	15,551
40～	20,600	19,390	19,290	31,160	32,600	23,002	15,011
45～	25,410	21,750	21,750	22,300	30,430	32,923	22,103
50～	27,960	20,860	20,860	18,490	21,630	29,946	30,954
55～	23,350	23,320	23,320	19,310	17,420	21,258	28,156
60～	16,480	21,800	17,910	17,940	16,690	16,037	19,099
65～	23,150	20,220	20,370	22,930	21,420	22,859	22,794

資料：加瀬「沿岸漁業の担い手と後継者」pp. 67表3-6を抜粋

この表から、15才～19才の新規就業と思われる年代の比率が年々少なくなっていることが分かる。加瀬は、この表をコーホート分析し、次のように述べている⁶⁾。①1955年及び1960年に15～19才であった年代は、1970年にかけてかなり流出率をしめし、労働市場の拡張に伴い若い世代が流出したことを示す②1965年以降の15～19歳世代は、その比率は年々減少しているが、いったん自営漁業に就業すると、流出するものが少なくなっている。③1955年時点で30歳代以上であった階層は、その後他産業への流出はほとんど見られない④1975年から1980年にかけて、44歳未満であったすべての年

年齢階層が増加している。これは、不況期による、漁業外労働条件の悪化や 200 海里問題により、一時的に就業者の還流が生じたものと思われる。

第 2 節 90 年代以降の漁業就業構造

1991 年、バブルが崩壊し、日本経済は「失われた 10 年」と言われる長期的不況下に入ったが、この間、沿岸漁業においても経済的・社会的な「条件不利化」が進行してゆく。常・長谷川⁷⁾は、こうした 90 年代以降の沿岸漁業経営体における構造体的問題を“シェーレ現象”(鯨状格差)に着目している。95 年以降、低位停滞する魚価と漁業資材費との間にシェーレが拡大し、2008 年には、燃油費が 2004 年の 7 倍にまで上昇した。小規模沿岸漁船漁業においては、90 年代以降、雇用労賃や減価償却費などが減少する中、唯一そのウエイトを高め、また「魚価高騰依存型」のような市場条件が失われたことから、コストの上昇を価格に転嫁することが困難となった。また、漁業経営だけではなく、その基盤となる漁村地域においても、その多くが沿海部に位置することから、特に島嶼部や半島地域等の過疎地域においては、「限界漁村集落」が増加している。山尾⁸⁾は「漁業では農業ほど条件不利性が明確に定義されているわけではないが、生産条件、流通・市場条件、生活条件などの不利性は着実に増している」⁹⁾と、漁業を取り巻く社会的・経済的条件の不利化が進行していることを述べている。このような、90 年代以降の漁業就業構造の変化を見てゆく。90 年代以降の漁業就業者（沿岸、沖合・遠洋別）

をグラフで見ると、下図のようになる。沿岸漁業従事は 30 万 280 人から 19 万 2130 人と 36%の減少、沖合・遠洋漁業は 7 万 250 人から 3 万 400 人と 56.7%の減少であり、漁業就業者の減少には歯止めがかからず、さらに進行している。

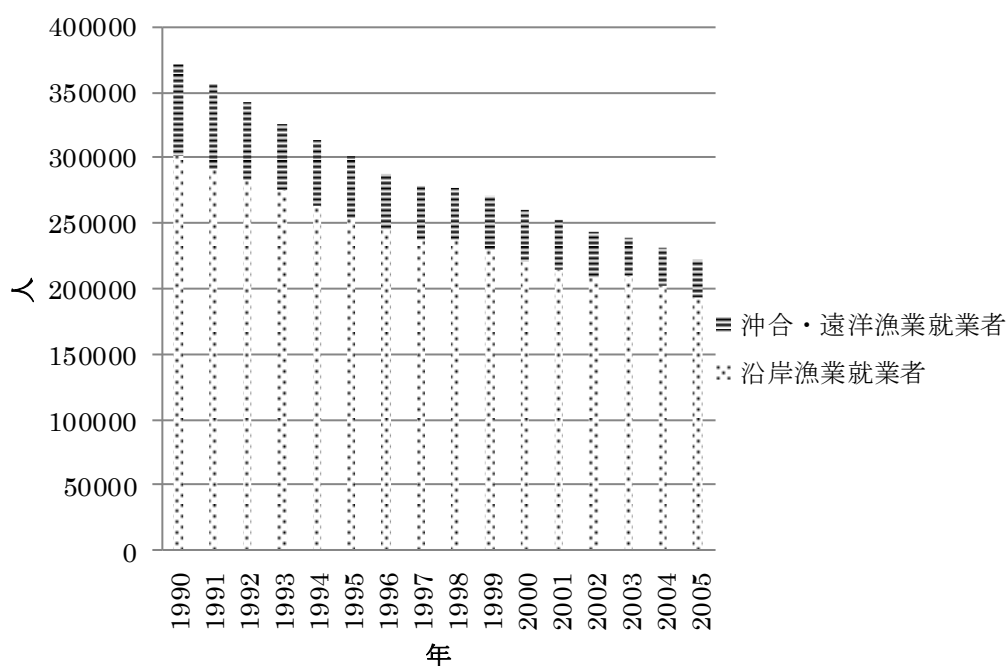


図 1-1 1990 年～1995 年の漁業就業者推移

資料：農水省漁業動態統計年報

この間、沿岸漁業就業者の年齢構成、自営・雇用比を漁業センサスから見ると、以下の図のようになる。まず、雇用に比べ、自営業者における高齢者比率が高く、減少率も大きいことが一見して分かる。だが雇われにおいては、それほど減少率は大きいものではなく、青壮年層も比較的バランスよく獲得されているように見える。

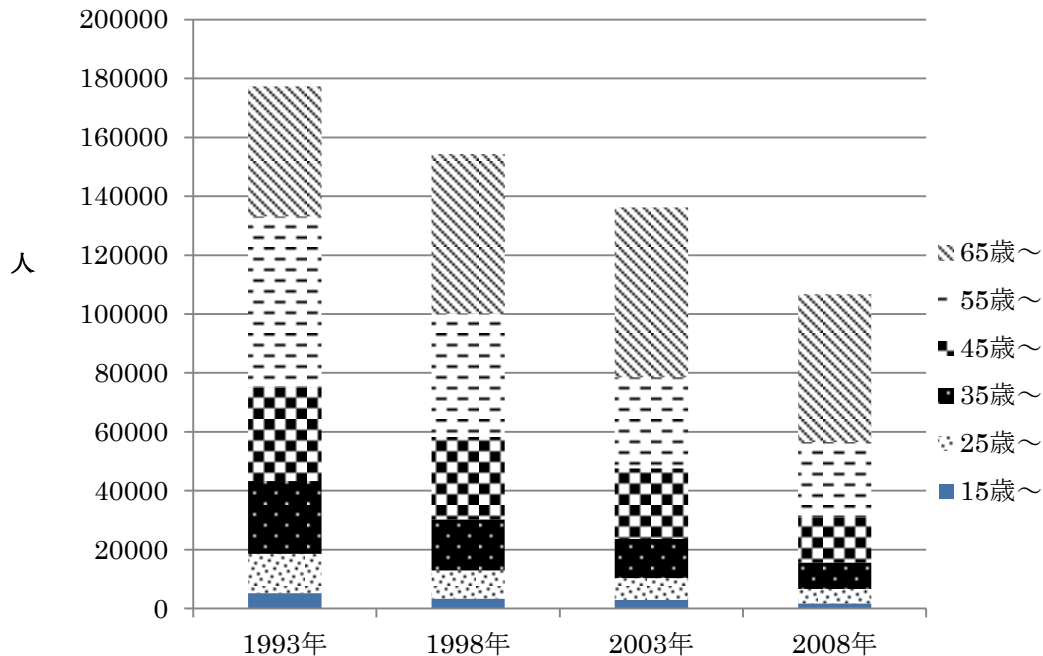


図 1-2 沿岸漁業自営漁業者推移

資料：漁業センサス（1993～2008）

加瀬¹⁰⁾によれば、「雇用では50～54歳階層がピークを形成しており、60歳を超えた高齢者は引退して、就業者の交代が順調」¹¹⁾に対して、男子・自営漁業就業者は、「65歳を超えると引退速度が高まって来るが、高齢者ほど絶対数が多い。・・・このことは、男子の自営漁業就業者総数に占める若年・壮年の漁業者の構成比がきわめて低いことを意味しており、・・・後継者不足という危機感をもたらしている」¹²⁾としている。また宮澤¹³⁾は、90年代以降の年代別コーホートの推移から、若年層において「還流漁業者」が増加していることを明らかにした。

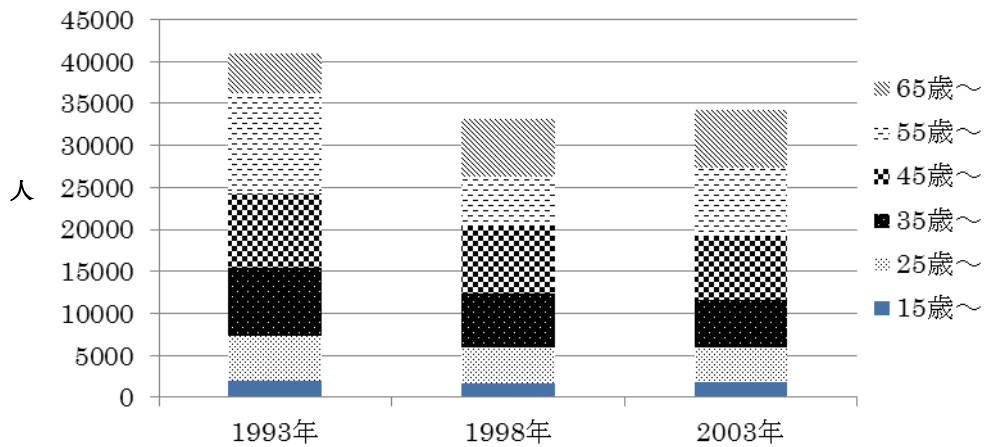


図 1-3 沿岸漁業雇われ推移

資料：漁業センサス（1993～2003）

次表は、宮澤の既存研究における就業者数コーホート分析の表を参考に作成したものである。表の下部の「増減人数計」は、各年代集団が、5年後に増加・減少した人数を合計したもので、全体人数の増減数ではない。

表 1-2 男子自営漁業就業者数年代別推移

年 年齢	1988	1993	1998	2003	2008
15-19	2434	1208	795	752	462
20-24	6254	4160	2717	2312	1608
25-29	8417	5838	4033	3063	2388
30-34	10250	7676	5424	4185	3069
35-39	14505	9981	7356	5487	4253
40-44	14301	14305	9586	7391	5601
45-49	17632	14137	13848	9561	7245
増減人数計		-64	-204	2088	974

資料：漁業センサス、宮澤(2007)pp.40～41の表を参考に作成

注：ここでの「自営」は、「自営のみ」漁業就業者である。

表 1-2 から分かるように、1993 年～1998 年まではコーホートが減少傾向にあったものが、1998 年～2003 年にかけては増加に転じている。年代ごとの増減を見ると、1993 年～1998 年の増減人数は 15～19 歳は +1509 人、20～24 歳は -127 人、25～29 歳は -414 人、30～34 歳は -320 人、35～39 歳は -395 人、40～44 歳は -457 人であったものが、1998 年～2003 年にかけては、15～19 歳は +1507、20～24 歳は +346、25～29 歳は 152 人、30～34 歳は +63 人、35～39 歳は +35 人、40～44 歳は -25 人となっている。

30 代以下の若年層で増加人数が多く、また、1988 年～1998 年までは 30～49 歳のコーホートが減少傾向にあったものが、1998 年以降は増加に転じていることがわかる。続いて、表 1-3 から「雇われ」漁業就業者を見てゆく。

表 1-3 男子雇われ漁業就業者数の年代別推移

年 年齢	1988	1993	1998	2003	2008※
15-19	2317	1020	795	755	791
20-24	6340	3345	2442	2513	3507
25-29	8053	4804	3602	3048	5025
30-34	10779	6156	4584	3850	5411
35-39	15493	8347	5694	4562	6150
40-44	14699	11703	7467	5281	6992
45-49	16610	11347	10700	6840	7498
増減人数計		-11979	-886	1510	14574

資料：漁業センサス、宮澤(2007)pp.40～41の表を参考に作成

注：2008年「雇われ」カウント方法が変わったため、数値がそれ以前と連続しない

「雇われ」の増減人数を見ると、1993年～1998年にかけては15～19歳は+1422人、20～24歳は+257人、30～34歳は-220人、35～39歳は-462人、40～44歳は-880人であり、1998年～2003年にかけては15～19歳は+1718人、20～24歳は+606人、25～29歳は+248人、30～34歳は-22人、35～39歳は-413人、45～49歳は-627人である。ここでも自営と同じく、1998年～2003年にかけて、若年層の増減人数が増加に転じていることがわかる。このようなコーホートの増加人数の内訳については、還流すべき場所を有する「Uターン」が主だと思われるが、「Iターン」も、割合的には低いものであるが着実に増加しつつある。「Iターン」は、政策の一環として積極的に促進されており、水産庁は「水産物の安定的な供給のために、漁家後継者だけではなく、漁村外からも新たに担い手を導入する必要がある」との見解のもと、平成19年に策定された水産基本計画の行程表において、「年間1,500人以上の新規漁業就業者を確保する」という目標を掲げ、「漁業再チャレンジ支援事業」を講じている。

表 1-4 新規漁業者の推移と内訳

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
新規漁業者数 (人)	1481	1514	1423	1256	1242	1081	1784	2002
新規学卒就業者 (%)	-	33.0%	-	23.4%	21.1%	17.1%	-	12.0%
離職転入者 (%)	-	64.2%	-	47.5%	46.7%	59.3%	-	72.6%

資料：平成22年度水産白書・水産庁企画課資料より作成

※離職転入者とは、他産業に主として従事していた者で当該年次に新たに漁業に主として従事した者である。

※新規学卒就業者とは、学校を卒業した者又は卒業後直ちに研修に入り修了した者で当該年次に新たに漁業に主として従事した者である。

※新規学卒就業者及び離職転入者の比率は、新規就業者のうち回答のあった者における割合である。

※2002, 2003農林水産省「新規就業者調査結果」、2004, 2009都道府県調査、2005～2007第日本水産会調査、2008漁業センサス。

調査主体が異なる結果は連続しない。

表 1-4 は、近年の新規漁業就業者数の推移である。調査主体が年によって異なるため、数値は連続しないが、2009 年時点で当初目標の 1,500 人を上回っていることが分かる。

新規漁業者数の「離職転入者」における U ターン・I ターンの比率は明らかではないが、一般的な参入形態である U ターンが多いと思われる。だが、このような積極的な政策と漁業への関心の高まりー「漁業志向型」若者の存在¹⁴⁾などから I ターン数も着実に増加しているであろう。具体的な促進政策として、1990 年代ごろより、積極的に外部から漁業就業希望者を募る地方自治体・漁村地域等があらわれはじめている。

また、国も平成 6 年度より中央および都道府県に新規漁業者確保育成のためのセンターを整備し、漁業就職に関する情報収集等を実施している。

以上から、1998 年までは漁業外産業へと「流出する」ものが多かったが、1998 年以降は、全体的には青壮年数は減少しながらも、漁業へと「U ターン」もしくは「I ターン」する漁業者の存在が見られるようになった、ということである。この要因を宮澤は、「漁村外（都市）での労働環境の変化（悪化）が若年層還流の主要因だったのではないか」¹⁵⁾としている。確かに、90 年代以降の長期的不況に伴い、陸上部門産業の労働市場（とりわけ漁村労働力が対応する一建設業、製造業、期間工など）についての雇用状況は不安定な状況下にある。パートタイムを含む有効求人倍率を、厚生労働省の「一般職業紹介状況」から見ると、1989 年～1992 年の間で 1.08～1.40 間を推移していたが、1993 年で 1 を割った 0.76 をマークし

て以降は回復することなく、宮澤が指摘したように¹⁶⁾コーホート増加が大きかった1998年～2003年は、1998年0.53、1999年0.48、2000年0.59、2001年0.59、2002年0.54、2003年0.64と非常に低い水準にあった。このうち有効求人倍率は2006年1.06、2007年1.07と一時的に回復したものの、2008年の金融危機に端を欲した世界的恐慌、それに伴ういわゆる「派遣切り」の発生により、再び1を割る水準に落ち込んでいる。2002年以降の漁業の「新規就業者数」と一般的な有効求人倍率をグラフにすると、次ページ図1-4のようになる。

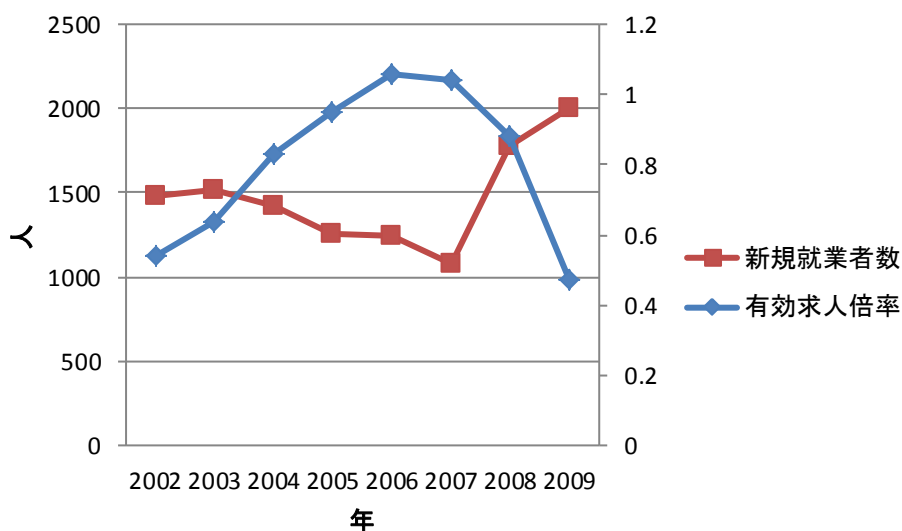


図 1-4 漁業の新規就業者数と有効求人倍率

資料：水産庁企画課資料、「一般職業紹介状況」厚生労働省、平成22年水産白書より作成
 ※新規就業者数は漁業センサス、大日本水産会調査、都道府県調査、農林水産省調査。
 調査主体が異なるため、データは連続しない。

図 1-4 のように、漁業の新規就業者数は有効求人倍率が一気に転落する2007年以降に増加傾向にある。宮澤が指摘するように、

1990年代後半以降の、漁業への参入・還流の増加は、長期的不況とそれに伴う陸上部門産業の不安定化が大きな背景となっている、と言えよう。このような漁村地域への参入・還流は、先に加瀬が指摘していたように、1975年～1980年代の不況下・200海里問題によっても存在していた。

だがその時期は、堀口¹⁷⁾によれば、埋立の対価としての漁業補償、それに伴う漁業権の高い資産価値化や、養殖漁業の拡大に伴う漁場の占有、漁業資源の減少等の要因が、漁村の収容力を矮小にせしめていた。その時期と現在では、漁村の収容力は異なっているのか。換言すれば、現在の漁村地域に「還流含む『新規参入』青壮年が定住してゆく」ことを実現する、「地域内の就労の場」は存在しているのか。存在しているのであれば、それはいかにして形成され、地域漁業を含む地域産業との関連はどのようになっているのかを、次章以降の実態分析から見てゆく。

注

- 1) 加瀬和俊「自営漁業就業者確保策の論理と条件」『北日本漁業』第29号, 2001
- 2) 島秀典「地域漁業・漁村の新たな担い手」地域漁業学会編『漁業考現学』（農林統計協会、1998）p.158 より引用
- 3) 島秀典「沿岸漁船漁業の現状と新たな動き」『漁業経済研究』第46巻, 3号, 2002, p.7 より引用
- 4) 前掲書 1)p.19 より引用
- 5) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者』（成山堂書店, 1988）
- 6) 前掲書 5)pp.67～69 より

- 7) 常清秀・長谷川健二「燃油・餌料高騰下の水産業の動態と対応」『農業市場研究』第18巻第4号,2010,pp.28~41
- 8) 山尾政博「地域漁業と漁村の多面的機能—条件不利化する漁村社会の活性化をめぐる—」『地域漁業研究』第49巻,第3号,2009,pp.1~17
- 9) 8)前掲書 p.3より引用
- 10) 加瀬和俊「沿岸漁業における後継者問題—その現状と展望」『水産振興』第47巻第7号,2011
- 11) 12) 10)前掲書 pp.22~23より引用
- 13) 宮澤晴彦「沿岸漁業経営構造の分析視角—漁船漁業経営の再編をめぐる—」『北日本漁業』第35巻,2007年
- 14) 島秀典「若年漁村就業者の漁業就業選択」『漁業経済研究』第38巻,第2号,1993に詳しい。
- 15) 13)前掲書 p.41より引用
- 16) 13)前掲書 pp.41~42、p.42 図4
- 17) 堀口健治「第1節 労働市場（第5章漁業労働論）」大海原宏ほか『現代水産経済論』（北斗書房,1982）p.135を参照。また堀口は、本書の中で、その時期、遠洋捕鯨から還流した労働力が、漁村地域の就労機会の少なさから「完全失業」や「小遣い程度の稼ぎしか得られないもの」として存在している（pp.131~143）。

補章 新規就業者対策と I ターン漁業者

現在、新規漁業者確保のための事業として、「全国漁業就業者確保育成センター」による「漁業就業支援フェア」（以下フェアと略す）が毎年開催されている。例年東京・大阪・福岡の3都市において開催されており、「新人漁師を募集している漁師・漁業団体」と「漁業就業に意欲・関心のある人」のマッチングのための場である。ここで出展団体と漁業希望者が合意に至れば、現地にて漁業研修に入る。研修期間は2011年より沿岸・遠洋どちらも最大1年間、遠洋の幹部職員養成のみ最大2年間となっている。補助対象経費としては、就業フェアの参加費用の他、漁業研修費用（①講師・実践指導員謝金¹⁾ ②講師費用 ③研修生受け入れ備品等）が補助される。ただしただし補助対象とならないケースも「ガイドライン」内に定められており、研修生が漁家子弟である場合や、第二次研修の受け入れ先が、研修生の3親等以内の親族が経営する機関である場合等は補助対象とならない。つまり、全く漁業とかかわりのない他分野からの参入で、定着する意思が本人・受け入れ先にあるケースを支援する制度である、と言える。漁師を募集する出展団体は、沿岸漁業であれば、定置網経営体が多く、その他に刺網・1本釣・小型底引き網などがある。遠洋漁業であればマグロ延縄漁業の「幹部船員」の募集が多い。延縄の乗組員部門には外国人雇用が多くなっているためである。また就業形態には「雇成型」と「独立型」がある。「雇成型」は研修後、会社等の経営体に雇われる。また、「独立型」は、高齢化して漁業をやめる意向の漁業者がある

場合、研修後に漁船ごと譲渡してもらうケースなどがあるが、「レアケース」ということであった。出展団体は関東以西が8～9割を占め、北海道・東北の制度利用団体はほとんど存在しない。

表 1-5 から漁業就業相談参加者は年々増加傾向にあり、漁業への関心の高まりがうかがえる。また、定着率（就業者数/長期研修受講者）も60～65%で推移しており、一定水準を維持している。

表 1-5 漁業担い手確保・育成対策事業の効果

	2007年度	2008年度	2009年度
漁業就業相談会参加者	514人	596人	1731人
長期研修受講者	77人	76人	330人
就業者数	50人	59人	132人
定着率（就業者数/長期研修受講者）	65%	60%	60%

資料：水産庁企画課資料により作成

注：2010年3月31日 実績報告による

注：長期受講者のうち2010年への年度またぎの研修生の数（110名）を除外し計算

I ターン漁業志望者の特徴を、2010年度の「フェア」において、来場者に対して主催者が行ったアンケート調査票結果から見てゆく。2010年度の「フェア」は東京で2回、大阪・福岡でそれぞれ1回の開催であった。アンケート配布数は全体で734件（福岡会場138件、大阪会場154件、東京会場7月276件、同11月166件）、回収数は669件（福岡会場116件、大阪会場142件、東京会場7月255件、東京会場11月156件）で、回収率は91.1%である。性別は、男性が全体の97%以上を占める。

まず、年齢構成は以下、図 1-4 のようになっている。他産業からの漁業志望者は、30 代以下の若者が多く占めており、三木²⁾による「新規参入希望者の中心年齢は 20～30 代である」³⁾見解とも一致する結果であり、同氏いわく「農業において定年後の着業がかなり多いのとは異なって⁴⁾」いる。

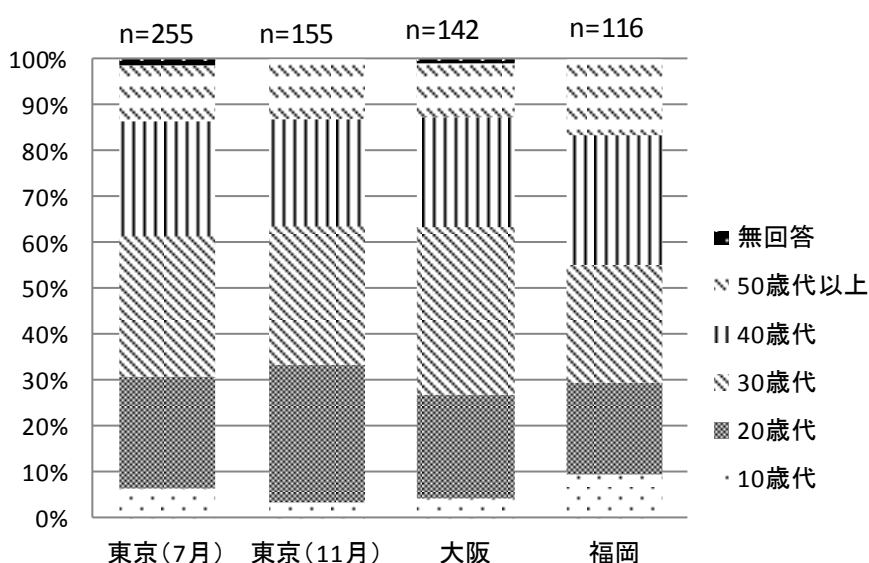


図1-4 提出者の年齢割合

資料：漁業就業支援フェア2010の開催実績
コミュニケーションカード調査結果pp. 75より作成

また 40 代・50 代以上の志望者も約 30～40%程度存在する。続いて、提出者の独身・既婚別は次ページ図 1-5 のようになる。単身で漁業に乗り込む者より、既婚者の割合の方が多くなっている。この「既婚」者のうち、漁村地域に定住することについての経済的な観測含む将来プランを、家族全体で共有している者が何割を占めるのかは不明である。加瀬⁵⁾によると（新規参入希望者が漁村に移る場合、）「比較されている

のは当該時点における生活費と収入の関係であって、・・・この段階においては、将来における必要となる子供の養育費、老親の扶養費、自信の老後生活のための年金や蓄え等は考慮されていない」とし、そのため一旦漁業に就いたとしても漁村を離れる就業者が現れることも不思議ではない⁶⁾」としている。参入希望者一特に既婚者の場合、漁村に定住してからの生涯設計をどの程度現実的に捉えているのか、またそれは定着・定住率と関係があるのか否かも、今後調査されるべきだろう。

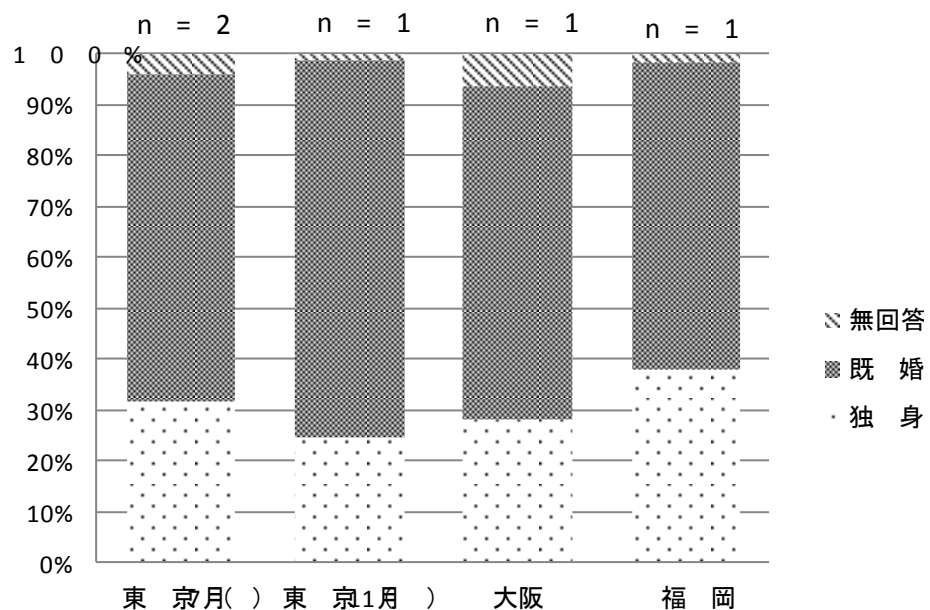


図1-5 提出者の家族構成

資料：漁業就業支援フェア2010の開催実績コミュニケーションカード調査結果pp. 76より作成

提出者の「職業」は次ページ図 1-6 のようになっている。一

見して「離職中」の者が多いことが分かる。次いで割合が多いのは「会社員」「パート・アルバイト」である。それぞれの会場ごとに「離職中」「パート・アルバイト」「契約・派遣社員」を合計するとした割合は、49.8%～56.0%を占める。

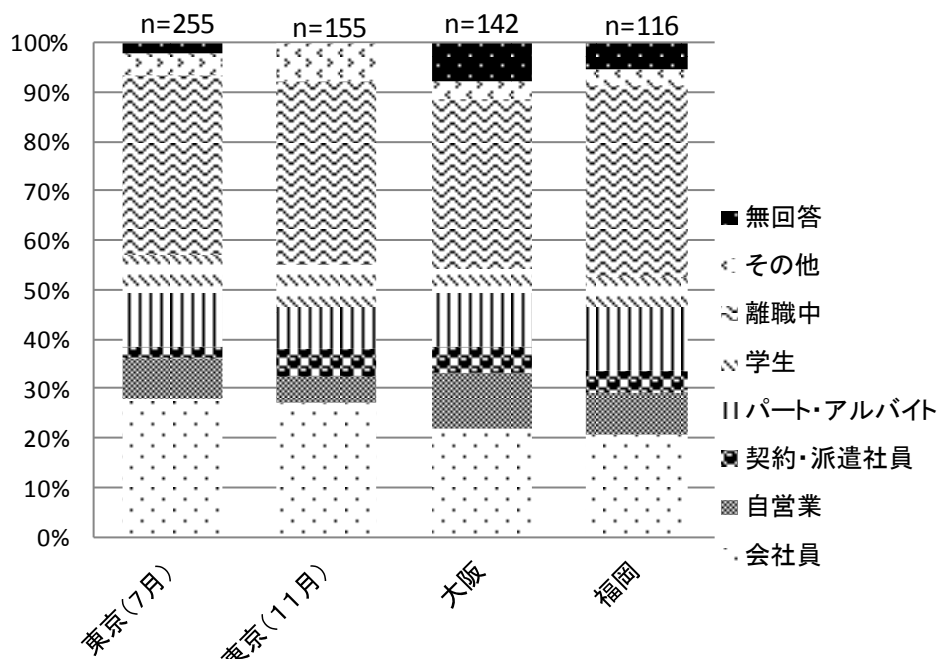


図1-6 提出者の職業

資料：漁業就業支援フェア2010の開催実績
コミュニケーションカード調査結果pp. 78より作成

次に、提出者の仕事や経緯を表にしたものが、次ページ 1-6 となっている。会場ごとに差はあるものの、多い仕事としては営業職系、技術・専門職系、接客、土木・建築現場、製造現場、ドライバーが多い。営業職・接客が、どのような分野の営業・接客なのか、正社員なのか非正規雇用なのかは不明である。

ヒアリングによれば「フェア」参加者は「一旦職に就いて、

合わずにやめてくる」者が一番多い、とのことであった。この場合、「最初から漁業を職業選択の1つとして考えていた」というよりも、「現在の労働環境に不満があり、やめて違う（自己実現が可能な、余裕のある、等）職種につきたい」ということが出発点である。つまり、図1-6において大きな割合をしめる「離職中」の若者の多くは、「従来の都市部における労働に対する幻滅」⁷⁾をした若者が多いのではないかと言える。だが一方で、「前から漁師をやりたいと思っていたが、アプローチの方法が分からなくて、情報収集のためにフェアに来た」という「漁業志向型」若者も存在する。

表1-6 提出者の仕事や経緯

	東京 (7月)	東京 (11)	大阪	福岡
事務職系	12.5%	14.8%	7.0%	12.1%
営業職系	27.1%	29.7%	23.9%	27.6%
技術・専門 職系	23.1%	23.2%	16.9%	19.0%
接客	26.3%	34.2%	26.8%	25.0%
土木・建築 現場	22.4%	14.8%	27.5%	24.1%
製造現場系	21.2%	20.0%	21.8%	24.1%
ドライバー	21.2%	16.1%	16.2%	16.4%
警備	6.3%	4.5%	4.2%	4.3%
自衛官	5.5%	3.2% ^{※)}	2.8%	8.6%
農林漁業系	9.0%	8.4%	7.7%	9.0%
その他	11.0%	16.8%	12.0%	7.8%
無回答				

資料：漁業就業10次実権績エコアコミュニケー
調査.79より作成
注1:※) 部分は印刷が不明瞭であった

以上、「フェア」にて行われたアンケート調査より、「I タ

ーン志望者」の特徴を見てきた。「フェア」参加者は前出表 1-5 から分かるように年々増加傾向にあり、その実績も小さなものではない。だがアンケート結果において、「離職中」「アルバイト・パート」などの不安定労働力や、不況の影響を受けやすい職種からの志望者が多いことから、「漁業の魅力そのものにひかれる若者が、より多くなった」というより、労働環境の不安定化が根本的な背景にあり、その中で漁業の職業選択の 1 つとしての位置づけが相対的に高くなったと言えるだろう。このような増加しつつある「I ターン」を既存研究はどのように見ているのか。I ターン労働力の定着率向上のためには、解決すべきいくつかの障壁・不具合があると考える先行研究が多い。漁村地域においては、外部者に対する排他性（生活環境面や組合員資格の取得に関する障壁等）が強くはたらくこと⁸⁾は知られている。先にみた「フェア」参加地域が西日本にかなり偏っていることから、依然として受け入れ体制に地域差が大きいことが現状である。その他に、例えば大谷⁹⁾は、I ターン労働力が高い流動性を有していること¹⁰⁾、経営体側が希望・提示しうる雇用条件と、I ターン者が希望する雇用条件間において、所得その他の面でギャップが見られることなどから、漁業経営体と I ターン労働力の対応関係には不整合性が存在することを問題点としている。また加瀬は、先ほど述べたように、漁村出身でない者の、漁村地域に定住してからの具体的なライフサイクルの想定には限界があることから、「後継者問題の切り札となることは期待できない」¹¹⁾と評価している。だがこのような課題がありな

がらも、三木の言うように、「様々な経験を持った新規参入者が持ち込むものを刺激として新たな漁業者の価値観が築かれる可能性もある」¹²⁾ことは事実である。例え不況を背景とした参入希望者の増加であっても、漁業に他産業とは異なる魅力を見出し、漁村における具体的な定住・ライフサイクルプランまで考えているような、今後の漁村地域全体の担い手となる志望者も存在するであろう。そのような漁業者を取り込み、Iターンならではの漁村における意義を最大限に発揮してゆくためには、既存研究が述べている課題の解決に向けて、Iターン当事者の自助努力はもちろん、漁村地域の受け入れ態勢の整備、第三者機関・行政による双方の「調停」が必要不可欠である。

注

1) 全国漁業就業者確保育成センターの「漁業担い手確保・育成事業の実施に関するガイドライン」により一部抜粋すると、

- ・ 1時間当たりの単価を4900円とし、1日の研修時間を3時間以内、1ヵ月の研修日数を20日間として算出した額を助成する。ただし、研修終了の後に海技士免許を取得させる場合、2年目以降は1日の研修時間を2時間以内、1ヵ月の研修日数を20日間以内として算出した額を助成する。
- ・ 漁協などで行う基礎研修担当講師の旅費を(株)アール・ピー・アイの規定に基づき助成する。
- ・ 研修生受け入れ備品等 研修用教材・資料、宿泊備品

安全用具、消耗品などは査定の上、実費を助成する。

となっている。

2) 三木奈都子「新規参入者の動向と漁村の対応」『北日本漁業』
第 29 号, 2001

3) 4) 2) 前掲書 pp. 29 より引用

5) 加瀬和俊「沿岸漁業における後継者問題—その現状と展望」
『水産振興』第 47 巻第 7 号, 2011

6) 5) 前掲書 p. 46 より引用

7) 5) 前掲書 p. 45 より引用

8) 2) 前掲書 p25 では、「沿岸漁業自営業者に対して新規参入者の意向を尋ねたアンケートでは、・・・地元以外の者の参入を認めるのは 18%と少数派である」としている。

9) 大谷誠「I ターン労働力の特質—島根県を事例として—」『漁業経済研究』第 55 巻, 第 2 号

10) I ターン労働力の流動性の高さは、

鳥居享司・佐野雅昭「沿岸漁業における新規就業の条件と課題—鹿児島県屋久島町漁協・トビウオロープ曳き漁業を事例として—」『漁業経済研究』第 49 巻, 第 1 号 においても実証的に示されている。

11) 5) 前掲書 p. 48 より引用

12) 2) 前掲書 p. 31～32 より引用

第 2 章 島嶼地域における漁業構造と青壮年漁業者の獲得条件—三重県鳥羽市神島町を事例として—

第 1 節 神島の概要と漁業

1) 神島漁業の概要

神島は、面積は 0.36km^2 と小さく、標高 171m の燈明山を中心に島全体が山となっており、平地面積が矮小である。市営定期船が鳥羽市の佐田浜港・中之郷港から一日 5 往復しており、片道約 45 分の運行となっている（図 2-1 を参照）。戦後まもなくは 1,200 人以上もの島民が存在していたが、海運業の衰退とともに中京工業地帯への人口の流出が進み、現在は人口 470 名、190 世帯（2008 年 10 月末現在）となっている。

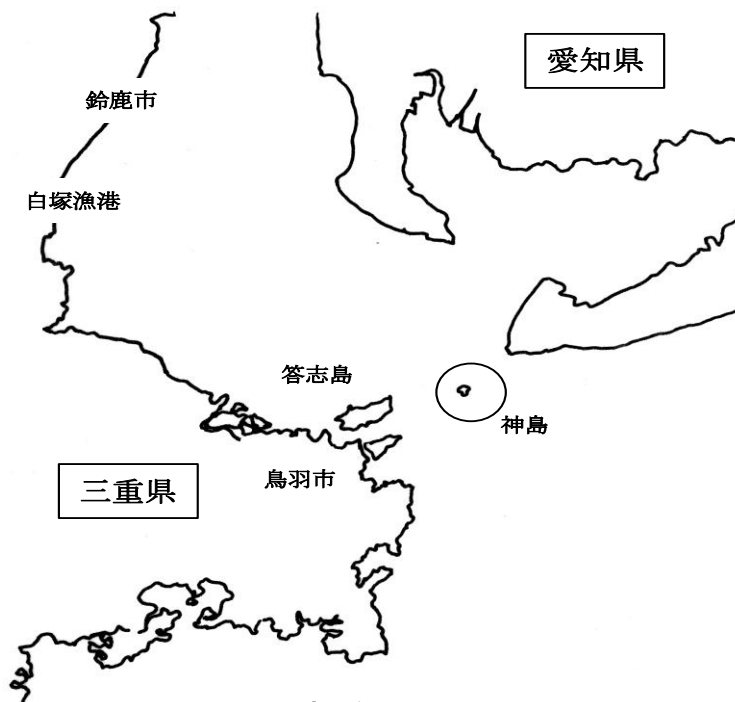


図 2-1 神島の地理的位置

2004年国勢調査より人口の年齢比を見ると、20代以下22%、30-50代34%、60代以上43%と、離島の中でも高齢者比率が高くなっている¹⁾。矮小な平地面積と交通のハンデから漁業以外に有力な産業を持たず、産業分類別就業者数では、240人中120人と50%が漁業に従事している。また、僻地漁村に見られる特徴としての村落共同体的性格も強い。これは、後述することにも関連するが、漁業に従事していない世帯であっても1世帯に1人は漁協組合員となることが慣習的に定められており²⁾、いわば漁協が職能的組織ではないことによっても明らかである³⁾。このように漁協組織の性格が村落共同体的な面を、今日、なお根強く残しているのである。

現在の神島の漁業は、①伊勢湾全体を漁場とする知事許可漁業の引き回し船曳網漁業、巻き網漁業、②島周辺の共同漁業権漁場で営まれる漁業、③遊漁に大きく分かれる。神島支所資料によれば、2007年漁獲量総計は230万1,882tだが、そのうち約67%の155万640tが知事許可漁業の引き回し船曳網漁業で漁獲されるカタクチイワシ等により占められ、それ以外は周辺近海で漁獲される、エビ・タコ・トラフグ等の雑魚類、サザエ等の貝類、海藻類などである。また、漁獲金額については、2007年の3億9,786万円中、引き回し船曳網1億9,696万円、刺し網8,258万円、釣り3,231万円、その他の漁業7,749万円と、引き回し船曳網のウエイトが高く、いわば神島の基幹的漁業となっているのである。伊勢湾全体を漁場とする基幹的漁業の引き回し船曳網漁業は、水揚げ高が年によって不安定であるが、島周辺漁業は比較的安定した漁

獲金額を保っている。島周辺の漁業は、全て神島に水揚げされるが、引き回し船曳網での漁獲物は、多くが三重県側の鈴鹿や白塚漁港・神島近隣の答志島に水揚げされている。

2) 共同体的漁業管理

さて、歴史的に過剰人口を多く抱えてきた神島においては、限られた地先資源をどのように漁業者で管理・利用し、漁業を維持してゆくかが大きな問題点であった⁴⁾。そのような背景から、特徴的な共同体的漁業管理がなされている。

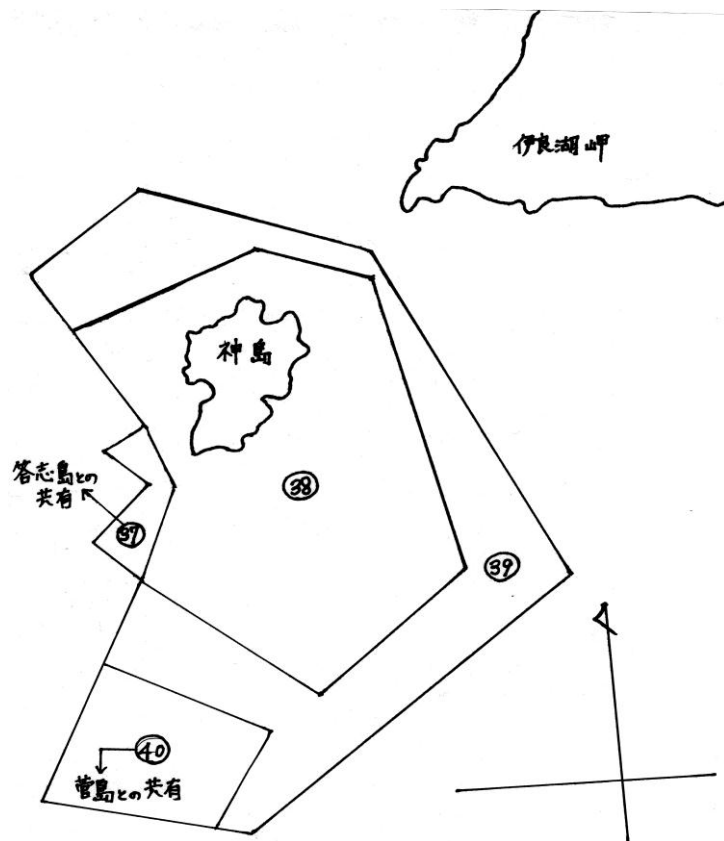


図 2-2 神島の共同漁業権漁場図

資料：鳥羽磯部漁協資料より作成

島周辺の共同漁業権漁業は、図 2-2 に示している 37 号漁場（答志島との共有）、38 号漁場（神島単有）、39 号漁場（神島単有）、40 号漁場（菅島との共有）で操業している。

島周辺漁業のうち漁業者の中心漁業となるタコツボ漁・刺し網漁・1 本釣漁については任意組合が存在し、実質的に漁業種類ごとの任意組合が着業に関する権限を持っている。まず、神島周辺の漁業のうち、重要な位置づけを占めるのが、タコツボ漁業⁵⁾であり、4t～7t 程度の漁船で、親子や夫婦の 2 人乗り組みで操業する。このタコツボ漁業における着業権は任意組合「タコツボ組合」によって管理され、家ごとの相続制となっており、島民であっても代々の着業権を持たないものには参入が許可されない。すなわち、共同漁業権漁業であるにもかかわらず、着業権を有する漁家世帯の排他独占的権利となっている。着業件数は漁協により上限が定められ、現在は 11 件～12 件となっている。また、タコ漁の多寡は「スジ」とよばれる漁場の豊度に大きく左右されるため、年 2 回（3 月・9 月）ごとに、漁場をくじびきで差し替える慣わしとなっており、各々に割り当てられる漁場豊度が一定となるように、漁場の組み合わせには注意が払われる⁶⁾。よってタコツボ組合の操業のルールは、歴史的に世襲制と漁家世帯間の漁場利用の平等性が維持されていると言えよう。また、刺し網漁業⁷⁾は、タコツボ漁に次いで島内において重要な漁業であり、4t 程度の漁船で 2 人乗り組んで操業されるのが一般的である。参入を希望する者は、任意組合の「刺し網組合」へ申し出、着業許可を得ることが必要とされる。申し出を行った

後は、役員により「資格審査」がなされ、刺網組合への加入が認められ、着業権が与えられる。加えて1本釣り漁業⁸⁾は、船の規模としては5t～10t程度が多く、島周辺の漁場で操業する者が多い。自由漁業の釣り、また遊漁を開始する場合においても、任意組合に申し出・加入をすることが必要とされる。刺し網・釣りにおいては、タコツボより参入規制がゆるやかであり、代々漁業を行っていない者でも参入できるが、「刺し網（特にエビ）は、実質的に昔から操業している漁家によって、よくとれるポイントが抑えられている」（遊漁・刺し網・1本釣り兼業漁業者）、「釣りをやるにしても、任意組合に入らなければならない、色々と面倒」（タコツボ・刺し網兼業漁業者）といった声もあり、慣習的に親が営む漁業をそのまま継承するというパターンが多くとられている。このような漁業のあり方は、かつてタコツボ漁業の収益性が高かった時代においては、資源に対する過剰漁獲を防止し、資源管理上有益な役割を果たした。しかし、今日、タコツボ漁業がかつてほど経済的に収益性の高い漁業種類でなくなり、タコツボにおいては着業許可件数11～12件に対して、実際の着業経営体8経営体と「空き」が生じている現在、青壮年労働力の確保という点では、困難が生じてきている。

3) 漁業就業構造の変遷

以上、現在の漁業の状況に関して述べたが、現在の漁業構造を把握する上で、その形成を若干、歴史的な流れの中から見えてゆく。戦後、神島においてはコウナゴ漁・タコ漁・

一本釣漁など島周辺漁業が中心であり、漁業者の3分の2はタコツボ漁（1956年、神島全漁業販売高の70%を占める中心漁業であった）と、エビ刺網漁を組み合わせる零細自営漁家で占められていた。また、かつてからなされていた海運業が戦後急成長したことから、漁家では長男が漁業を継ぎ、次男・三男は海運業や島外での外仕事に従事するという長子相続制が慣習となっており、そのような形で、現在の2.5倍もの人口を収容していたのである。このように戦後から1960年代のはじめ頃までは、海運業と漁業が結びつくことによって過剰化する労働力を収容していた時期であった。

だが、1960年代の中頃から、海運業がトラック運輸業の発展などにより徐々に衰退してゆくとともに、漁業が神島の中心産業となってゆく。1965年以降は、漁船の機械化・大型化により引き回し船曳網漁業に転向するタコツボ漁業者が出現し⁹⁾、引き回し船曳網漁労体は1968年船曳網15→1972年船曳網32、パッチ網9→1975年船曳網25、パッチ網15→1980年パッチ網34と、次第にパッチ網漁業へと移行し、78年には神島漁業の総水揚げ額の87.8%（属人）を占める中心的漁業となった。当初の引き回し船曳網は、1統につき2戸がペアを組み、自家労働力の他に親戚から1名～2名雇用し、1統4人～5人で経営する形態が一般的であったが、65年～70年以降は直系家族世帯で操業するようになった。一方、引き続き島周辺の漁業を営む漁家は、周年一本釣漁家、タコ漁＋エビ漁組合せ漁家、エビ建網専業、各種漁業組合せ漁家と自営漁業の多様化が進行し、現在の神島における営漁パターンの

基盤が確立した。加えて 1970 年頃は、一本釣專業経営体から派生した、釣りの合間に客を乗せる遊漁が、成功をおさめた¹⁰⁾。この時期の神島漁業は全国的にみられた漁船装備率の上昇・大型化と各漁業の専門化が進み、漁業を中心産業とした島民の就労機会が拡大した時期であった。

だが、その一方で、神島の人口数は、1960 年頃をピークとして島外への流出が進み、特に 1970 年～1980 年の減少率は 27.5%と著しく高いものとなった。これは、海運業関係者などが鳥羽市内に転居したことや、高度経済成長や 80 年代の「バブル」により、中京経済圏（名古屋市、豊田市、一宮市など）の企業へと流出するケースが多かったためである¹¹⁾¹²⁾。80 年代後半以降はさらに過疎化が進行し、特に人手を必要とする引き回し船曳網漁業においては労働力不足が深刻な問題となり、廃業する船曳網経営体が現れ出した。廃業した船曳漁業者は、再度タコツボ漁業に参入し、島周り自営漁業を営むケースが存在した¹³⁾。これは、もともとタコツボ着業権を有する世帯の者であれば、タコツボ経営に復帰することができたからである。このように 80 年代以降の神島漁業は、その中心であった引き回し船曳網漁業「乗組員」の労働力が島外に出てゆく中で、経営主は島周り漁業に再度着業し小規模家族経営体となり、不安定就労の島内滞留を防ぐとともに、世帯と自営漁家の存続をはかったのである。

90 年以降の神島地区における男性漁業就業者数（自営漁業のみ・漁業雇われどちらも含む）の変動を図 2-3 から見ると、先述したように、基本的には減少傾向にあるが、それまでと

比較して減少率が小さくなり、また 90 年代後半以降は全国的傾向と同様、20 代の若手漁業者も維持されている。

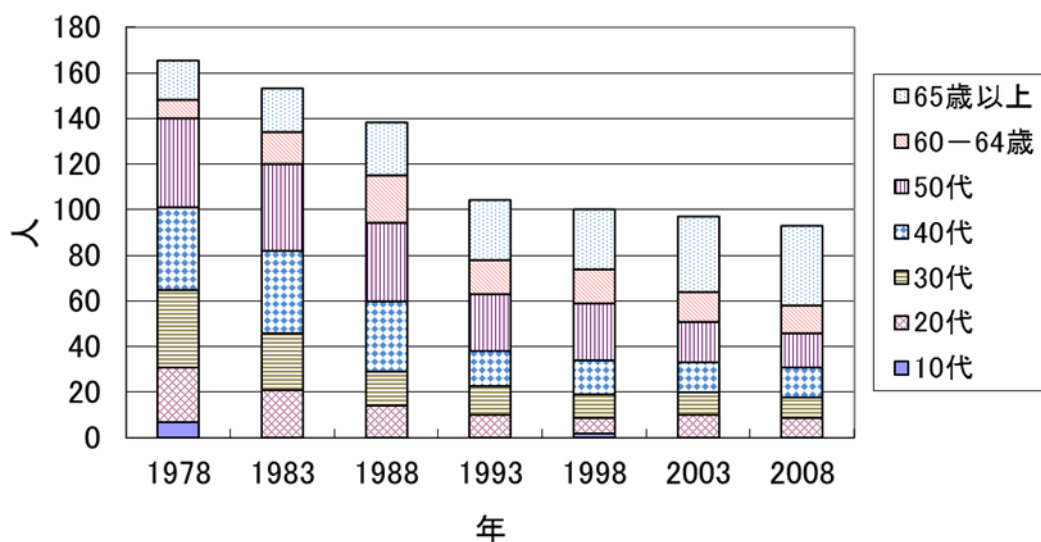


図 2-3 漁業就業者数・構成年齢比変化 (男子)

資料：漁業センサスより作成

この間の変化を次ページの表 2-1「主とする漁業種類別経営体数」から見ると、引き回し船曳網では、経営体数が縮小しながらも維持傾向にあるものの、資源状況の変化や魚価の低位停滞から、刺し網・一本釣などの小規模家族経営体の衰退が著しい¹⁴⁾。

一方で、経営体階層別動向(表 2-2)によると¹⁵⁾、全体的な減少傾向の中、島周り漁業経営体階層と思われる 5t~10t 階層のみが、1990 年 2 経営体から 2003 年 11 経営体と増加傾向が確認できる。

表 2-1 主とする漁業種類別経営体数

年	計	養魚業	刺網	釣	引揚回し船漁業		底曳	その他	わかめ養殖	その他養殖
					びんも	船曳				
1990	86	1	37	25	4	9	9	1		
1991	86	1	37	25	4	9	9	1		
1992	79	1	35	28	4	9		1	1	
1993	79	1	35	27	10		3	3		
1994	77	1	29	22	9		7	6	2	1
1995	72	1	28	18	9		4	10	4	1
1996	71	1	24	20	9		1	11	4	1
1997	70	1	24	20	9			11	4	1
1998	59	1	23	16	9			10		
1999	72	1	21	22	9		4	10	4	1
2000	70	1	20	19	9		6	10	4	1
2001	70	1	21	19	9		5	9	5	1
2002	76	1	20	16	9		14	8	7	1
2003	55	1	21	14	8		3	8		
2004	59	1	20	12	8		2	8	7	1
2005	59	1	21	12	8		2	8	7	
2006	63	1	21	18	8		2	7	6	

資料：三重県漁業地区別統計表より作成

表 2-2 経営体階層別動向

年	階層	計	漁船非使用	1t未満	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~200
1990		86	3	2	26	36	2	5	2	9		1
1991		86	3	2	26	36	2	5	1	10		1
1992		79		3	21	35	2	4	1	11		1
1993		79		3	24	31	6	3	2	9		1
1994		77	1	6	22	29	6			9		1
1995		72		4	17	29	6	1		9		1
1996		71		4	16	29	7			9		1
1997		70		3	16	30	6			9		1
1998		59		2	11	29	6	1		9		1
1999		72	3	4	16	27	7	6	3			1
2000		70	2	5	13	25	9	1	3	6		1
2001		70		5	14	24	9	4	4	3		1
2002		76	2	9	15	22	8	2	3	6		1
2003		55		1	12	20	11	2		8		1
2004		59		1	12	20	8	1	1	6	1	1
2005		59		1	12	19	8	2	2	6	1	1
2006		63		2	14	20	9	2	1	8		1

資料：三重農林水産統計年報より作成

続いて、2008年の漁協データ¹⁶⁾から1990年～2003年に5t

～10t の船を新船建造・または拡大した自営漁業者 6 経営体が検出できたが(表 2-3)、そのうち 4 経営体が遊漁経営体(うち 2 経営体が船曳乗組員からの転換、1 経営体が U ターン漁業者・後述する H 氏)残り 2 経営体が刺網、一本釣経営体であった。この時期は漁業全体が縮小する中、乗組員・U ターン漁業者が、比較的参入が容易で所得の見込める遊漁に新規着業・参入し、島周りの自営漁業者となる積極的な動きも見られたのである。

**表 2-3 1990 年代～2003 年にかけて新船建造
もしくは拡大した、総 t 数 5t 以上の自営漁業者**

年齢 ^{※)}	営む漁業	漁船	漁船建設年	備考
45	遊漁・1本釣・底曳き	1.1t 6.6t(底曳)	1995/4/27 新船	
43	遊漁・1本釣	8.5t	2000/9/3 新船	uターン
56	刺網・タコツボ	7.3t (刺網・タコ壺)	1993/9/11 新船 拡大	
58	1本釣	4.3t (底曳き) 0.9t (釣り・採貝藻)	1998 新船	
63	遊漁 1本釣 底曳	0.93t 5.5t(底曳き網)	1998/11/28 新船 拡大	船曳乗り子→遊漁
66	遊漁 1本釣	7.3t(底曳)	1996/10/26 新船 拡大	船曳乗り子→遊漁

資料：鳥羽磯部漁協神島支所資料、ヒアリング調査より作成

※)：2008 年時点での年齢

だが、2003 年～2006 年にかけて 5t～10t 階層は 11 経営体から 9 経営体へと後退しており、全体として縮小の流れの中にある。ここで、第 12 次漁業センサスから 2008 年男性漁業就業者の年齢別内訳を見ると¹⁷⁾、男子漁業就業者 93 人中、20 代～30 代の割合が 20% (20 人)、40 代～50 代の割合が 30%

(28人)、60代以上の割合が50%(47人)である。これを三重県平均・鳥羽市平均と比較すると、40代・50代の壮年層漁業者割合が30%であり、鳥羽市平均40%・三重県平均32%よりも低い。つまり、前述したように80年代中頃から91年の“バブル経済”が崩壊する時期の、40代～50代にあたる世代の離脱が多かった。

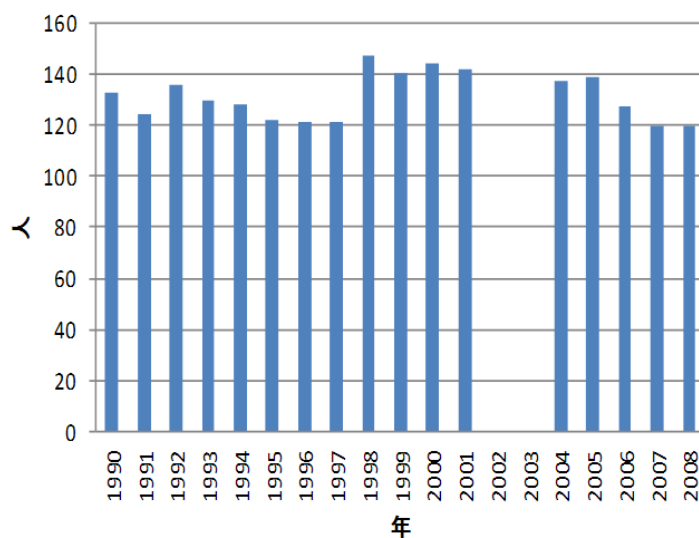


図 2-4 神島支所正組合員数の変化

資料：鳥羽磯部漁協神島支所ヒアリング調査より作成

※2002、2003はデータ欠損

※1998年より女性も正組合員にカウントすることとなった

前掲した図 2-3 を参照すれば明らかであるが、それ以前の世代である 60 代の年齢層が高く、高齢化が進みつつある一方で、近年、20 代～30 代の男性若年層比率は、同じく第 12 次漁業センサスから三重県平均 10%、鳥羽市平均 14%に対して神島 20%となっており、青壮年漁業者が一定数確保されていることが大きな特徴である。また、現在は、労働力の流出が進

んだことから、それまでの長子相続制から「長男でなくても、兄弟のうち誰か一人が家業を継げばよい」と変化したことも大きな特徴として挙げられる。次章以降に、実際のケーススタディから青壮年漁業者の労働力特性と、“受け皿”となる地域の社会的条件を見てゆく。

第2節 若手漁業者の就業構造－ケーススタディー

神島の漁業者の漁業種別操業パターンを大きく分類すると、以下のようになる。①伊勢湾・太平洋を主な漁場とする、知事許可漁船漁業周年就業型の漁業者 ②神島の漁業者の中で一番多くを占める島周辺の共同漁業権漁業・自由漁業組み合わせ型の漁業者 ③は、②と同じ、島周辺を操業区域とする遊漁経営中心型の漁業者である。①は、引き回し船曳網・巻き網漁業に周年従事する漁業者であり、平成20年度正組合員120名中31名、6経営体である。このうち経営主は6名、それ以外は雇用漁業者となっている。経営主は60代～70代の高齢者だが、雇用乗組員には、20代・30代が多く、乗組員の平均年齢は43歳と、最も青壮年漁業者が獲得されている部門である。②には大きく分けて、タコツボ+刺し網兼業、刺し網+一本釣・かご漁¹⁸⁾、一本釣専業があるが、後継者を獲得できなかった高齢者夫婦操業・高齢者単身操業が多くなっている。正組合員120名中71名と、最も大きな比率を占めるが、高齢化が進み、漁業者の平均年齢は63.8歳となっている。③は、遊漁経営で生計を立てているタイプである。神島の正組合員のうち、遊漁経営者は9経営体、11名存在し、20代～

70 代の幅広い年齢層の経営者が存在する。平均年齢は 53.5 歳となっており、島周辺漁業を営む漁家と比較すると、比較的若者が獲得されている。大型の船で遊漁を専業とする者と、一本釣や刺し網など他の漁業と遊漁をかねている者もある。

表 2-4 青壮年漁業者類型

タイプ	番号	年齢	類型	uターンか否か
知事許可漁船漁業参入予定型	1	32	A丸長男	Uターン
	2	27	A丸次男	Uターン
	3	29	B丸長男	Uターン
	4	25	B丸 3の妹の夫	Iターン
	5	34	C丸長男	Uターン
	6	38	C丸次男	Uターン
	7	40	D丸長男	
	8	34	F丸長男	
	9	32	F丸次男	
	10	27	F丸三男	
	11	34	F丸血縁関係	
	12	40	F丸血縁関係	
	13	47	F丸血縁関係	
	14	42	F丸血縁関係	
	15	40	F丸血縁関係	
	16	26	F丸血縁関係	Uターン
	17	27	F丸血縁関係	Uターン
漁業共同参入業権	18	32	タコつぼ漁 刺し網	
	19	41	刺し網 1本釣	Uターン
	20	46	1本釣	
	21	30	遊漁 1本釣 刺し網	Uターン
	22		詳細不明	Iターン
参業遊入経漁型専営	23	45	遊漁 1本釣 底引網	
	24	43	遊漁 1本釣	Uターン
	25	46	遊漁 1本釣	

資料：平成 20 年鳥羽磯部漁協神島支所正組合員名簿、

2009 年・2010 年ヒアリング調査より作成

神島における 40 代以下の若手漁業者に絞り、就業構造からタイプ分けすると、①知事許可漁船漁業参入予定型、②共同漁業権漁業参入型、③遊漁専業経営参入型の 3 つに分けられる。表 2 は、平成 20 年度正組合員名簿をもとに、青壮年漁業者を 3 つにタイプ分けしたものである。ここから明らかなどおり、もっとも若手漁業者獲得比率が高いのは①で、若手漁業就業者 26 人¹⁹⁾中 17 人がこれにあたる。また引き回し船曳網に関しては U ターンが多いことも特徴である。②は主に島周辺の漁場において自営漁業を経営する者。若手漁業就業者 26 人中 5 人がこれにあたる。③は周年、遊漁専業経営であり、3 人がこれに当たる²⁰⁾。下に、ヒアリング調査に基づいて漁業者のケーススタディを示す。表 2-4 における網掛けのものが、ヒアリングに協力していただいた漁業者である。

1) 知事許可漁船漁業参入予定型

まず、引き回し船曳網経営体・巻き網経営体の概要を簡単に述べる。

引き回し船曳網経営体は現在 5 経営体である。その構成員を表 2-5 に見ると、経営体のほとんどが、船主・船主弟・息子という構成であり、世帯を単位とした家族自営業的な経営体であることが分かる。人手が必要な漁業であり、かつては家族以外に親戚などを雇用していたが、コスト削減のため自家労働＋繁忙期雇用で最低限労働力をまかなっているのである。

表 2-5 引き回し船曳網経営体構成

番号	労働力構成	所有漁船
A	船主 (64)—————→	15.98t・14.74t(網船)
	船主弟 (58)—————→	7.57t (手船)
	船主長男 (32)——→	8.5t(手船)
	船主次男 (27)	
B	船主(71)—————→	19.75t(網船) 5.7t(手船) 8.16t(手船)
	船主弟(65)—————→	10t(網船)
	船主弟 (61)	
C	船主(58)—————→	14.47(網船) 10.16t (手船) ※19.07t(網船) 前船主購入
	船主弟 (55)	
	船主息子(29)	
	船主娘婿 (20代)	
D	船主(68)—————→	14t(網船) 7.27t (手船)
	船主兄 (71)—————→	13t(網船) 10t (手船)
	船主長男(38)	
	船主次男(34)	
E	船主(72)—————→	14.89t (網船) 14.89t (網船)
	船主弟 (?詳細不明) (64) ——→	9.40t(手船)
	船主長男(40)	

資料：平成 20 年鳥羽磯部漁協神島支所正組合員名簿、登録漁船資料、
ヒアリング調査より作成

漁船は網船 2 隻 + 手船（運搬船）という構成で船主・船主の弟が所有しており、兄弟での共同経営となっている。周年の操業形態としては、1 月～2 月は、島周辺でオヤコウナゴを対象として操業、4 月以降は伊勢湾漁場でコウナゴ・シラス・カタクチイワシを対象として操業し、主に鈴鹿市、白塚漁港に水揚げする形態が一般的で、対象漁獲種や漁場を変えて周年操業している。またワカメ養殖や定期船の切符切りなど、島内のこまごまとした仕事を兼業する経営体もある。水揚げ金額は平均的に 1 船団につき 2,000 万円～6,000 万円とかなりバラツキがあり、燃油・網代・氷代などのコストは水揚げ

金額の半分近くを占める。給与分配方法は経営体により異なるが、後述する A 氏の所属する場合、若手漁業者には結婚するまでは、“こづかい”程度の金額を給与として月ごとの水揚げ金額に関係なく支払い、結婚などで家計費が膨張する時期から一人前としての給与が支払われるようになる。月々決まった額の給与を支払う経営体もあり、その場合は、月々15万円～20万円の最低保障と、盆・正月にボーナスを支払う形態が一般的である。

一方、巻き網経営体²¹⁾は神島において1経営体のみであるが、神島漁業の中で最も経営規模が大きくなっている。乗組員構成は、2010年の時点では17名(20代4名・30代5名・40代4名・50代1名・60代3名)となっており²²⁾、そのすべてが船主(63歳)の家族・親戚関係である。漁船は9t～19tのものを10隻所有し、季節・漁業状況に応じて巻き網(周年、太平洋側で操業。主にアジ・サバを対象魚各種とする)・引き回し船曳網(3隻編成・3か統で操業。9月～4月、主に伊勢湾内で操業、イカナゴ・オヤコウナゴを対象種とする)を操業できるようになっており、リスクの分散化を図っている。年間水揚げ金額は2億円～3億円、そのうちコストは30%～40%を占める。給与は、役職に関係なくすべての乗組員に平等に支払われ、水揚げがなくても乗組員に最低月20万円程度は渡すようにしている。ボーナスはない。年間、1人当たり500万円～600万円の給与が保障されるが、若手へのヒアリングによると年間所得1千万円以上の時もあり、神島における漁業の中で、最も高所得を望める部門である。

表 2-6 青壮年漁業者の漁業就業について

漁業就業タイプ	番号	Uターンか否か	年齢	漁業就業年	家族構成	年間操業漁業(下線・父・経営主から引き継いだ・引き継ぐ予定の漁業)	漁船	(元)船主との関係	現在の所得	漁業就業前	漁業就業前所得	神島を出た際の、着業の有無
知事許可漁業参入予定型	A	U	29	2001年頃	<未婚>父母、祖父母、妹夫婦、妹夫婦の子供3人、本人	<u>周年引き回し船曳網</u>	14.47t、10.16t、19.07t (これらのうち2漁船は中古)	長男	毎月、こづかい的に定額支給される。	伊勢市、電気工事正社員	約220～230万円/年	有
	B	U	25	2009年頃	<未婚>祖父母、母、父、妹、弟、本人			親戚		コココーラ	x	
	C	U	26	2007年頃	<未婚>船主の家に同居			親戚		明和市、電気工事	x	
	D		26	2004年頃	<未婚>船主の家	<u>周年繰り網漁業、引き回し船曳網漁業組合</u>	9t～19tのもの10隻	息子(長男ではない)	約5-600万円～1000万円程度/年間	名古屋屋経理専門学校		
	E		31	1999年頃	<既婚>妻、子供三人(小1、幼稚園、2歳)			息子(長男ではない)		名古屋車の専門学校		
共同漁業権漁業参入型	F		33	1995年頃	<未婚> 祖母、父、母、本人	父の船に乗船、 <u>刺し網・タコツボ</u>	5t (96年頃 中古)	長男	約400～500万円/年	高校		-
	G	U	41	1994年頃	<未婚>	<u>刺し網・釣り・かご漁</u>	2.5～3t (00頃 中古)	長男	水揚げ金額約800万円/年	鳥羽市ガンリンスランド勤務	X	X
	H	U	30	2003～2004年頃	<未婚>父、母、本人	<u>タコツボ・刺し網・遊漁・1本釣り・漁協自営漁業</u> 雇われ	5t (07年頃 新船 約3500万円)	長男	約350万円/年	伊勢市板金屋、規模約10人	約250万円/年	有
遊漁專業経営参入型	I	U	43	1999年頃	<既婚>父、母、妻、子供、本人	<u>周年遊漁経営</u> 、たまに漁船のエンジン修理	3.4t (85頃 新船 約1200万円) 8.5t (90年頃 新船 約3500万円)	次男	約600～700万円/年	豊田市エンジン修理	X	X

資料：2009年・2010年ヒアリング調査より作成

実際の漁業者の実態に関して述べる。ヒアリング調査を行った9名の漁業者のうち、表2-6で紹介するA氏～E氏がこのタイプに当たる。A氏は前掲表2-5・番号Cの後継者である。B・C・D・E氏は同一巻き網経営体における若手乗組員となっている。

こうした引き回し船引き網経営、巻き網経営の乗組員のA氏からE氏において、もっとも顕著な特徴は、年齢層がいずれも20代が中心でE氏のみが31歳となっていることによっても明らかのように、非常に若い年齢階層となっていることである。これは、引き回し船曳網経営体と巻き網経営体では若干異なるが、A氏に代表されるような引き回し船曳網経営体では、Uターン漁業者が多くを占める。これはヒアリングによれば、2005年頃からの陸上部門企業での雇用状況が悪化していることもあり、親が説得するなどして還流するケースが多く、長期的な不況が大きな背景となっている。

引き回し船曳網経営体の水揚げ金額は、A氏経営体の場合、4,600万円～5,000万円と神島の平均的な引き回し船曳網経営体の水揚げ金額と同等である。燃油費をはじめとしたコストはこれらの半分を占めるが、使用する3漁船のうち2漁船を島内漁業者より中古で購入しており、新規で購入すると5,000万円程度の漁船を、それぞれ200万円、120万円～130万円ときわめて低額の固定資本投資で済んでいる。また魚探なども同じく中古のものを廉価で購入している。このように固定資本のコスト削減、また雇用労働力を排除した家族のみの経営で減価償却圧力を回避し、雇用労賃の削減を図ること

で、経営を成り立たせている。現在 A 氏が受け取っている賃金は、「こづかい」的に毎月定額支払われ、「帰ってくる前より自由になる金額はずっと少ない」が、将来的には船主となり家の漁船等の資産を継承してゆくという展望を有している。

また、巻き網漁船においては、ほぼ学卒後すぐ乗組員となっており、U ターンした乗組員も「社会勉強」のために数年働いたが、参入予定であった。参入予定型が多い要因として、水揚げ金額の高さがあげられる。ヒアリングによれば月 100 万円程度の時もあり、全員が「漁業外の仕事よりずっと良い」と答えている。また水揚げ金額の高さに加えて、血縁関係の乗組員のみを雇用し、平等に給与を支払うことで、船主の直系家族ではない親戚の労働力の確保にもつながっていると言えよう。

知事許可漁船漁業のほとんどの経営体で後継者が獲得されているのは、このような安定した経営的基盤に支えられ、現在、船曳網漁業のように「こづかい」程度であったとしても将来的に父親の家業を継ぐことが明確であり、将来性が見込まれるか、巻き網漁業のように陸上産業の賃金よりも相対的に高い賃金水準を確保しているからである²³⁾。

2) 共同漁業権漁業参入型

従来 of 島周辺自営漁業は、任意組合による排他的な資源管理により、地先資源の漁獲圧を抑え、経営の基盤である地先資源を維持してきた。加えて、「長男相続制」が形を変えながらも存続し、還流漁業者が親の営む漁業を継承できる「受け

皿」として機能している。これら従来の漁業に加え、家業として決定している漁業以外にも積極的に参入し、より弾力的に周年の漁業を営む漁業者も現れ始めている。このような漁業者が現れた背景として、島周り漁業の高齢化が進み、これまで神島漁業を維持してきた排他的な共同体的規制が緩やかなものとなったことが大きな理由として挙げられる。表 4 F 氏～H 氏がこのタイプにあたる²⁴⁾

このタイプの若手漁業者は少なく、島周辺漁業には高齢漁業者が集中していることが実情である。しかしながら 5 名の若手が確保され、90 年代以降の U ターンも 2 名存在している。まず、若手のほとんどは表 2-6、F 氏・G 氏のように父親の経営する漁業をそのまま引き継いでいる。これは、もともと共同漁業権漁業を営んできた漁業者の着業権を、歴史的に占有し維持するシステムによるものである。タコツボ・刺し網兼営漁業者の平均的な所得は約 400 万円～500 万円、刺し網+1 本釣や刺し網+カゴ漁などの組み合わせでは、個人差がかなりあるものの平均的には約 300 万円～400 万円であり、外部労働市場賃金と比較して高いとは言えないが、この年齢層における同程度の水準の所得は確保できる。また、F 氏・G 氏に見るように中古漁船の譲渡・また中古漁網の入札が島内でなされており、自営漁業者として自立する際のコストが低く抑えられるという点がある。加えて当然ながら全ての漁業者が島内に住居を有しており、ほとんどが自家消費用の畑を有し、また本土近接地域であることから、生活は十分営んで行くことができる。以上のようにして、U ターン漁業者の還流を受

け止めることのできる生活の場・経営の場（資源状況を含む）が維持されており、換言すれば不況下における「セーフガード」的機能が働いていると言えよう。

だが、H氏においては他の漁業者と異なる。H氏の場合では、父親が営んでいないタコツボ漁にも参入し、潜水業の資格を取って漁協自営ナマコ漁に従事するなど漁業に積極的である。H氏は、コストがほぼ初期費用のみで済み、比較的実入りの良いタコツボ漁への参入を希望していた。後述するI氏までは、親の着業していた漁業以外を希望していても、着業が許可されなかった。だがH氏の参入した時期においては、タコツボにおける高齢化が今後の存続も危ぶまれるレベルで進行していることから、新規参入の規制が弱まりつつあり、またH氏の積極的な漁業への姿勢から、操業が許可されたのである。H氏の周年漁業ローテーションを見ると、12・1月は最低賃金が支払われる漁協自営漁業²⁵⁾、9月～4月はエビ刺し網、夏期～冬期は遊漁・タコツボを中心としながら、家が営む民宿で提供する食事のため、一本釣りを操業しており、それぞれの季節によって一番「割の良い」漁業を細かく組み合わせていることが分かる。H氏いわく、「外でそのまま働いていた時と、どちらが（経済的に）良いかわからない。でも、自分で経営をしてゆく方が自分には合っている。また、他の人にいろいろ助けてもらえる。儲けが出るとうれしい」とのことであった。

このように、それまでの神島漁業を維持してきた世襲制を基盤とした村落共同体的排他的な資源管理が緩やかになりつ

つあることを背景として、H氏のように漁業に積極的に取り組み、「所得」だけでなく自営漁業ならではの「やりがい」を求める漁業者が表れている。このようなタイプの漁業者は、若手自営漁業者中2名²⁶⁾と少なく留まっているが、共同体的規制が強く働いてきた離島漁業の規制が弛緩し出現した、新たなタイプの漁業の担い手として注目できるだろう。

3) 遊漁専門経営参入型

遊漁経営の存立条件として、まず優良漁場を擁し、知多半島の近隣に位置するという好立地条件が前提として挙げられる。表2-7が神島における遊漁経営体の一覧表である。

表 2-7 遊漁経営体一覧表

	船名	経営者 年齢	漁船+数	建造年	営む漁種・漁業	備考
1	OY丸	73	3.4t	1996 新船	遊漁・1本釣	uターン 親子、HPあり、同一経営
2	第三OY丸	40	8.5t	2000 新船	遊漁・1本釣	
3	IR丸	60	5.5t	1998 新船	遊漁・1本釣・底曳・刺網	uターン 親子、HPあり、同一経営
4	第三IR丸	29	4.8t	2007 新船	遊漁・1本釣・刺網・たこつば・漁協自営ナマコ採り	
5	第三KY丸	72	14t	1986 新船	遊漁・1本釣	親子、HPあり、同一経営
6	第七KY丸	40代	12t	1992 新船	遊漁・1本釣	
7	EN丸	68	11t	1988 新船	遊漁・1本釣	6、7の親戚
8	MR丸	42	6.6t	1996 新船	遊漁・1本釣・底曳	HPあり
9	SY丸	53	9.1t	2007 新船	遊漁・1本釣	船曳乗り子→遊漁経営 HPあり
10	MS丸	63	7.5t	1996 新船	遊漁・1本釣・船曳雇用	船曳乗り子→遊漁経営
11	SF丸	65	12t	1989 新船	遊漁・1本釣	船曳乗り子→遊漁経営

資料：鳥羽磯部漁協神島地区平成20年度名簿、ヒアリング調査より作成

表の通り、40代の経営者3人のうち2人が親子共同経営であり、漁船などのハード面、釣り技術・ノウハウのソフト面、着業権等を含む継承がスムーズであることに加え、親世代か

らの固定客維持にもつながっている。これらに加え、ホームページの開設や新たな釣りへの着手など、若手後継者の集客努力も見られる。

前出の表 2-6、I 氏は 3 名のうち 1 人で、父親と共同経営をしている。表 2-7 の 2 番に対応している。I 氏は 98 年頃神島に U ターンしたが、その時は比較的「実入りの良い」タコツボへの参入を希望していた。だが世襲制であるタコツボには参入が許可されず、父親の営む遊漁経営を継ぐこととした。前出した H 氏の場合とは異なり、規制が依然として排他的な状況下にあったと言える。周知のように釣においては、魚群探知機などの機器性能が進んだ現在においても、個々の漁業者の技量に大きく左右されるという側面があるが、現在の遊漁経営体は一本釣漁家から経営移行したため、客に「釣らせることのできる」漁場に案内できるというノウハウがある。また伊良湖水道の潮流の中に位置する漁場条件の良さに加え、伊良湖から船で 15 分という立地条件により、愛知圏の顧客が多く、親子で共に経営している業者においては、親世代からの固定客の存在が大きい。だが、長期的不況からバブル期のような「上客」は明らかに減少しており、後継者世代では、I 氏のようにホームページでの遊漁の積極的なアピール・新たな釣り種類の取り入れなど、新規客の獲得に積極的で、3 名全てがホームページを開設している。

また I 氏は、神島では初となる「フグ釣り」を近年導入し、客から好評である。このような地理的優位面、経営継承によるノウハウや顧客の維持、若手の経営努力から、I 氏のよう

に比較的神島においては水準の高い所得が実現できている。だが、遊漁は客商売であるため、トイレや清潔なキャビンなどへの設備投資が必要であり、I 氏の場合のように船の借金がコストとして大きな割合を占めてしまうということがある。釣り客が減少傾向にある現在、10t 程度の比較的大型の船での、周年遊漁専業で経営するあり方にも、限界が見え始めている。「今遊漁を経営している人は、食べてゆけるだろう。だが、息子には遊漁外の仕事についてほしい」という I 氏の言葉もこのことを表していると言えよう。

第 3 節 小括

90 年代以降、神島漁業は水産資源状態の変化や魚価低下・また島外への担い手の流出といった、厳しい条件下の中にある。そのような中で、神島が若手漁業者を吸収しうる包容力を維持してきたのは、どのような要因によるものだろうか。小論の分析から、以下の事が言えるだろう。

もともと神島では、零細な家族経営体が多くを占め、現在の漁協の各任意組合を中心とした共同体的性格の強い地域であった。戦後は海運業と漁業が結びつくことによって、次男・三男などの過剰化する労働力をこうした就労機会へ吸収していたが、海運業が消滅してからは、中京経済圏の近郊という立地条件から、70 年代以降、一方では、次男、三男などの若年労働力を陸上産業へ排出し、他方、島内の漁船漁業の大型化の進行、遊漁経営などの出現により、地域内就労・雇用機会も広がり、漁業人口を収容してきた。

しかし、80年代以降、労働力不足が知事許可漁業において深刻化し、経営主たる長男は引き回し船曳網漁船漁業から再度、タコツボに着業することで世帯の維持を図った。また90年代以降、漁村収容力がさらに縮小する中で、比較的参入が緩やかで所得の見込める遊漁経営体への着業が増加し、個々の漁家経営体においては、雇用労働力の排除と中古漁船・機器の使用によって経営体規模を縮小し、コスト削減をはかりながら、自営漁家（＝世帯）の存続をはかってきた。こうした労働力不足を基軸とした漁業構造の再編の中で、神島においては、小規模ではあるが家族世帯を中心とした自営漁業的経営への転換が進行してきたのである。こうした家族自営的漁業構造は、Uターン者を含む青壮年漁業者の“就労の機会”となることによって進行したことが大きな特徴点である。また、その際、“家業を継ぐ”という形式をとっており、家業としての自営漁業の存在が、こうした青壮年を引きつける大きな条件ともなっている。本稿では、こうした青壮年漁業者に着目し、分析を進めてきたのであるが、青壮年漁業者は就労先である漁業経営のあり方にも規定され、主に3つ、そのタイプが抽出される。

知事許可漁船漁業参入予定型においては、まず、青壮年漁業者の40%を占める巻き網漁業の雇用機会としての重要性である。巻き網は陸上産業よりもはるかに優位な所得を得られ、また、家族・親戚・分家等の血縁関係のみの構成員となっている。つまり、血縁関係に依存した、比較的収益の大きい家族経営漁業であるということが、多くの後継者・乗組員を引

き付ける理由である。一方、引き回し船曳網については、着業時で未婚の場合、自由になる金額は還流前よりも少なくなっているが、引き回し船曳網では世帯を構成単位とした小規模家族経営で、将来的にはライフサイクルに見合った給与が支払われ、ゆくゆくは経営を継承してゆくという展望が存在することから、Uターン漁業者の有力な還流の場として機能している。

共同漁業権漁業参入型に関しては、共同漁業権漁業（刺し網、タコ壺、一本釣など）の後継者である。慣習的に、親の漁業経営（周年の着業漁業種類を含む）をそのまま引き継ぐという形式をとっており、後継者就業の場が確保されている。また、これも慣習的に新規参入を認めないことで、資源の維持をはかると同時に、島内における中古漁船・漁網の融通により、コストを大幅に節約することができ、一定水準の所得が可能である。このように家を単位とした経営のありかたと、共同体的な「セーフガード」的機能が大きく働き、漁業者の就業機会となっている。加えて、このタイプから生まれた新たな漁業者として、共同体的規制が弛緩することによって比較的自由に漁業を組み合わせられるような条件が生じたことから、親が営んでいた以外の漁業を積極的に取り入れ経営の工夫が見られる漁業者も出現している。

遊漁専業経営参入型は、遊漁経営が60年代以降に一本釣りの副業として出現し、90年代、船曳網漁業が縮小する中で比較的参入が自由な部類であることを背景として船曳網乗組員から転換する着業者が増えた。優良漁場を有し、中京経済圏

に立地する地理的優位性という好条件と、一本釣から派生したことによる技術的優位面、親子の継承により経営基盤・技術に加え顧客を維持できていること、加えて若手経営者の経営努力が実り、共同漁業権漁業者と比較して高い水準の所得を得ることが可能となっている。

こうしたUターン者を含む青壮年漁業者の島内漁業への参入は、前述したように自営漁業者・血縁関係に依存した経営への雇用としての漁業への参入である。そのような参入を支えてきた条件とは、第一には、共同体的な規制は希薄化しつつあるが、“いえの家業“としての漁業という、共同体の基本単位としての“いえ”の存在が大きい。島周りの漁業を主とする家族経営においてはもちろんのこと、最も大きな雇用機会である巻き網においても、家族経営を中心としながら、血縁関係雇用に依存していることから明らかである。従って「家業継承者」また「血縁関係を基盤とした雇用者」としてのUターン漁業者参入の場が、就労構造の中で歴史的に維持されてきたことが大きくはたらいっている。第二には、島嶼漁村に一般的に見られる強い伝統的な共同体的規制が、弛緩しつつある点である。つまり、従来の共同体的規制の中での固定的な漁業種類の組み合わせのみではなく、比較的自由な共同漁業権漁業への漁業種類の選択が可能となったことで、自営漁家としての経営における創意工夫が可能となり、青壮年の就業機会として機能しているという点である。だが他面では、このような“いえ”を単位とした経営の維持、それと関連する排他的な漁業管理慣行は弛緩しながらも今なお維持さ

れており²⁷⁾、こうしたことから“むら”の外部者となるＩターン、加えて島内の漁業者以外の住民の漁業への参入が可能であるような条件は、今のところ存在しないというのが現状である。第三には、島嶼であることから比較的漁場条件に恵まれているという初発条件の優位性、また、これまでの共同体的規制の中の漁業管理により、多様な水産資源が維持されているということであろう。こうした自然的条件の優位性が、多様な漁業種類の組み合わせを可能としている。以上のような条件から、神島においては、一定数の青壮年漁業者が獲得できている、と結論付けられる。

今後、神島の漁業は、全体として家族経営的性格を強めながらできる限りのコスト低下を図り、“いえ”を単位としたＵターンを含む青壮年労働力の受け入れが継続するものと思われるが、価格の低下、資源の減少などの問題も深刻化しつつあり、神島で最も若手を多く獲得できている知事許可漁業であっても、必ずしも楽観的な展望が開けているという訳ではない。また、比較的自由な操業の場が生まれたとはいえ、共同漁業権漁業を含む島周りの漁業が、事実上「高齢者漁業化」しつつあることは事実である。しかし、島周りの小規模家族経営体への青壮年の参入動機は、知事許可漁業と比較すると、これまでの“いえ”制度に縛られない、個々人の人間的・合理的な選択である。つまり、今回、若手漁業者からのヒアリングで聞かれた「自分で経営を工夫するおもしろさがあり、漁業外の仕事より自分に向いている」という意見は、換言すれば、これまでの硬直的な漁業就業のあり方の中では考えら

れなかった、「新たな漁業経営のあり方を、自ら創意工夫してゆくことができる」という漁業の“新たな価値”に魅力を見出し、漁業外の仕事も含めた就業機会の中から、主体的に漁業を選択・参入しているとも考えられないだろうか。今後、現在の漁業をとりまく厳しい状況に対して、小規模な漁業経営を維持しつつも、積極的な面を發揮できるような“新たな価値”を持った神島漁業のありかたが構築できるのか否かという点が重要であると考えられる。このことは、個々の漁業経営の自立化が進展する中、漁場利用を含めた漁村共同体的慣行の規制緩和と、それに代わる新たな枠組みとしての“コミュニティの形成”と漁業管理のあり方を、青壮年を含めた漁業者全体で模索してゆくことが必要とされるのではないだろうか。

注

- 1) 財団法人日本離島センター「離島統計年報 2008」pp.9 年齢別・男女別人口構成参照、島嶼関連4法に指定された離島のうち2007年4月1日に住民の居住が確認された306島におけるデータによると離島における60代以上の比率は35.7%となっている。
- 2) 漁業外の仕事を営む世帯（旅館など）や漁協職員、漁業をリタイヤした高齢者、未亡人などは、準組合員（2011年度102人）に加入する。出資金は正組合員60万円、準組合員20万円である。
- 3) 例えば、島民雇用機会確保のための漁協自営漁業（ナマコ

採取漁業)の操業や、それらで採取されたナマコを安く販売している。また神島では三重県指定無形民俗文化財であるゲーター祭りをはじめとして季節的祭事が盛んにおこなわれているが、それらの敬老会などにも漁協が多く出資している(ヒアリング調査)。また、戦前は島内各戸食料(米・麦)の一括購入・資金の立て替えを漁業組合が行い、各戸は海藻類の採取で支払っていた。大喜多甫文「神島における社会・経済構造とその変化」、『歴史地理学紀要』24,1982年,p.34

- 4) 資源が豊富な神島周辺の漁場をめぐって、過去には他地域との衝突が度々起こっており、明治34年には「沖の瀬」という漁場における採貝藻操業をめぐって答志島との衝突が起こり、鳥羽警察署と菅島による仲裁がなされた事件もあった。三重大学学芸部地理学研究室「神島調査概報」『三重地理学会報』第6号,1958,pp.48~49
- 5) タコツボ漁は、共同漁業権漁場39号内の主に砂地で操業される。漁場内には、「スジ」とよばれる線状の漁場が、50M間隔で約40存在し、その「スジ」に、タコツボを約15M間隔・280個ほど装着したロープを沈めて、ツボに入ったタコを引き上げるという漁法で、周年操業可能であるが、夏一秋が最盛期となる。タコツボ漁の着業権を持つ者は、刺し網の着業権も有することができ、タコツボ業者はほとんどの経営体が刺し網と兼業している。
- 6) 9) 前掲書 p.45、川原田麻子「漁業管理組織の特性と条件」,1999,三重大学修士論文,pp.17~20に詳しい。

- 7) 刺し網漁業は、主に 39 号漁場内の岩場で操業される。年間の漁業暦を見ると、1 月～4 月・・・刺し網を用いてイセエビ・ヒラメ・タイ・カレイを漁獲 5 月～盆・・・マダテアミを用いて、カレイ等を漁獲 盆～9/15・・・禁止期間 9/15～年末・・・イソダテアミを用いて、イセエビを漁獲と、網の種類と対象漁獲種を変え、周年操業が可能である。現在は、25 経営体が着業しているが、その多くは高齢者夫婦である。
- 8) 一本釣り漁業は、周年操業されており、4～6 月はタイ、7～8 月はスズキ、8～10 月はアジ・メバルなどが主要漁獲対象種となる。船の規模としては 5～10t 程度が最も多く、島周辺の漁場で操業する者が多い。現在、28 経営体が従事しており、多くが高齢者の単身操業か、高齢夫婦操業である。
- 9) 島周辺から伊勢湾への漁場拡大は、51 年頃、青年部が壱岐対馬への視察ののち、2 そう巻き網漁業を取り入れたことが黎明である。その後、2 そう曳タイ網、1953～1954 年頃はイワシ巻き網漁、1964 年頃まではそれまでのコウナゴすくい漁から船曳網漁業への転換、1970 年以降以降はパッチ網漁業へと漁業種類を変え、漁場を拡大してきた。漁場拡大時期には、特に愛知県側との漁場の折衝が問題となり、愛知県側のトロール船により網や壺などの漁具の損失があったことから暴動が起こったこともあった。また、引き回し船曳網漁業へと転換したのは、6t 程度の比較的大きな漁船を所有し、親戚・兄弟など 3 人以上で漁業を営む「大タコ」と呼ばれた資本力のある漁家であった。
- 10) 遊漁は、60 年頃、1 本釣り漁業者が釣りの合間に客を乗せる

という形で開始され、70年頃には釣り・遊漁兼業業者が40隻ほどもあった。だが、最近10年で魚価の低下などから1本釣業者は高齢化が進行し、釣り・遊漁兼業体や遊漁専業経営体が生き残っている状況である。

11)1970～1980の転出状況を見ると、県内への転出は男167人・女134人、県外への転出は男133人・女167人であり、一方転入は県内からは男73人・女54人、県外からは男59人女68人であり、転出が転入を大きく上回っている。転出先を見ると、県内では鳥羽市内、県外では中京地区への転出が多いが、一番多いのは県外・中京地域への転出となっている。

大喜多甫文「神島における社会・経済構造とその変化」、
『歴史地理学紀要』24,1982,p.35

12)ここまでの漁業構造の変遷は、

大喜多甫文「神島における社会・経済構造とその変化」、
『歴史地理学紀要』24,1982

中部社会事業短期大学漁村調査班「神島における社会構造とその生活実態について—社会調査実習中間報告—」、『中部社会事業』3巻,1956

三重大学学芸部地理学研究室「神島調査概報」『三重地理学会報』第6号,1958の文献に加えてヒアリング調査による。

13)ヒアリング調査によれば、「もともとタコツボ・刺し網を営んでいたが、1964年頃パッチ網漁業に転向し、1994～1996年頃に廃業して漁船を中古で購入し、再びタコツボ・刺し網をしている」(タコツボ・刺し網漁師、60代)というふ

うに、引き回し船曳網から島周辺漁業へと再着業した高齢漁業者が存在した。

14) タコツボ漁を含むと思われる「その他の漁業」において、90～92年の経営体数が1となっている理由は定かではないが、11)前掲書より98年では13経営体であったものがヒアリングでは2011年8経営体となっており、減少傾向が認められる。

15) 三重県漁業地区別統計表 1990～2006年

16) 平成20年度鳥羽磯部漁協神島地区正組合員名簿、登録漁船資料、ヒアリング調査より

17) 農林水産省 第12次漁業センサス

18) タコツボの着業権をもたないものは、タコかごを使用したタコ漁に従事する者もある。かご漁には着業権規制は存在せず、自由に営める。

19) 若手漁業者はこの表にあげられる者の他に、主に知り合い（血縁関係ではない）の船曳網への季節的雇用、父親の釣り手伝い、採貝藻従事といった雇用中心の若者が存在したが、1名と少なかったため、ここでは割愛する。その若手漁業者は27歳、以前は造船会社に勤めていたが人間関係のトラブルなどでやめ、Uターンした。家は島内で喫茶店を営む。

20) 表2「類型」において、1本釣漁業兼業となっているが、所得にはあまり寄与していないレベルである。また、底曳網は、遊漁の餌料曳として操業している。以上の理由から「遊漁専業経営参入型」とした。

- 21)現在の経営主（63歳）は、もともとタコツボ漁家であった。それまでの木造船からFRP船が出てきたころ、集魚灯を用いたイカ釣り漁を手掛け、灯りに多くの魚が寄ってきたため、同じく集魚灯を使用する巻き網に着手したのが始まりである。
- 22)表2・本文記述箇所におけるそれぞれの巻き網年代別乗組員数データが異なるのは、表2データは基本的に平成20年度正組合員名簿に準拠して作成し、巻き網経営に関するヒアリングは2010年（平成22年）に行ったため、その間若干の乗組員構成変動が見られたことによる。
- 23)小論では、巻き網に参入した漁業者と引き回し船曳網に参入した漁業者を同じタイプに分類しているが、青壮年の獲得理由には両者に違いが存在する。巻き網経営体の若手漁業者獲得要因としては、当然ながら所得の大きさがあげられる。対して引き回し船曳網においては、A氏へのヒアリングによれば「自分は長男なので、一旦出て行っても帰って来ることは決まっていた」という回答が得られた。つまり引き回し船曳網では、経営状況は決して楽観的ではないものの、子が漁船を継承して何とか経営を維持してゆけるという状態の中、家業継承者維持としての「長子相続制」がまだ維持され、そのことが後継者還流の1つの理由ではないかと思われる。
- 24)H氏は遊漁も兼業しているが、後述するような、比較的大型の船で周年遊漁を専業とするタイプではなく、周年の着業漁業組みあわせの中、遊漁も一定期間経営しているので、

よりこちらのタイプに近いと判断し、「共同漁業権参入型」とした。

25) 漁協自営漁業は、島民の雇用機会を確保するため、12～1月に漁協自営船（約3～4t）でナマコを採取している。2隻で操業し、1隻あたり潜水夫1人、船上作業員3人で、最低賃金＋出来高制となっている。

26) このようなタイプの漁業者はH氏に加えもう1名存在し、表2-22番のIターン漁業者であるが、詳細は不明である。

27) H氏は、タコツボの漁場を「アテガイグチ」という漁の薄い漁場をあてがわれており、タコツボ漁業者間の平等な漁場分配に参加できているわけではない。

第3章「出稼ぎ母村」における漁業就業構造と青壮年漁業者 獲得条件—和歌山県太地町を事例として—

第1節 太地町漁業の概要

紀伊半島南部の漁村地域では、土地の隔絶性と耕地面積の矮小性から、漁業以外に他に有力な産業を持たず、戦前より、海外移民や出稼ぎに依存してきた。その中に位置する太地町は、紀伊半島のほぼ南端に位置する人口3,511人（2009年現在）総面積5.98km²の、半島形の小さな町である。1978年の4,800人をピークとして、人口の減少が進んでおり、総務省が和歌山県内の過疎地域としている16地域のうちの1つである¹⁾。産業別就業者人口では、第三次産業に就業人口の74.2%が従事する一方で、第一次産業就業者の割合は、総就業者数の9.5%となっている。また、耕地面積が矮小であり、農業には向いておらず、第一次産業就業者はほとんど漁業就業者が占めている²⁾。

歴史的に太地町は、捕鯨の町として有名であるが、戦前においては村民株式制による定置網生産組合、戦後は追い込み網漁業や真珠養殖業など、村を挙げて漁業を開拓してきた（後述する）。戦後～1960年代、大手水産資本による南氷洋捕鯨業（市原（1960年）の記述に倣い、以下「南鯨」と略記する³⁾）・マグロ延縄漁業に、多くの若い出稼ぎ労働力を供給してきた。その一方で、地先漁業は、南鯨定年後の高齢者による副業的なものとなった。だが1960年代後半以降、母船式捕鯨業は衰退の一途を辿り、堀口⁴⁾によれば、解雇された「南

鯨」離職者は、「捕鯨という特殊な熟練を持った労働力の特殊性から、ダイレクトに出身漁村に還流」⁵⁾した。就労機会の少ない太地町では、「完全失業者」や「地先漁業で小遣い稼ぎ程度の稼ぎしか得られない」還流漁業者が多くを占め、「町や漁協は、就労の場を作ろうと努力してきた」⁶⁾。その中で大きな成果と言えるものが、「追い込み網漁業」である。これは、地元で小型鯨類の突き棒漁業を操業していた南鯨還流漁業者が、伊豆から技術を取り入れて 1972-73 年に 7 隻で操業開始したものである⁷⁾。また、1969 年に水族館・くじらの博物館・捕鯨船資料館を併設した複合施設「くじら浜公園」がオープンしたが、その中の目玉として当時では珍しいイルカショーが設けられ、追い込み漁で得られた小型鯨類が利用された。加えて 1965 年には、真珠養殖業を行う「M 漁業生産組合」が創設され、1997 年には雇用総数 61 名となり、地元若手労働力の大きな雇用機会となったのである。このようにして 1960 年代後半以降は、南鯨が縮小・中止となり、「高齢漁業者が地先漁業に残り、若者は南鯨に出て行く」という出稼ぎ母村型の就業パターンがくずれ、還流漁業者や若手労働力のための雇用機会創出が、町全体で進められた時期であった。そして、出稼ぎ型母村から沿岸漁業漁村への転換が地域の対応として図られたのである。現在の若手漁業者の参入漁業種類・参入年を表 3-1 に見ると、青壮年漁業者の参入が 90 年代後半以降に集中していることが分かる。この理由として、① M 漁業生産組合において、種苗改良が成功したことで経営が軌道に乗り、多くの漁業従事者を雇い入れたこと②世襲制

の追込み網漁業において、世代交代が進行したことが挙げられる。これらの漁業者の多くは、後述するように U ターン漁業者が多くを占めている。だが、2000 年以降は、魚価の低迷、コストの上昇など全国的な沿岸漁業の存立条件が一層厳しくなるとともに、鯨肉流通量の増加・規制緩和による価格の低下、真珠貝の大量へい死に伴う真珠養殖業の不振や、マグロはえ縄漁の衰退といった問題が顕在化した。

表 3-1 青壮年正組合員漁業参入時期・漁業種類

	真珠養殖業 (M漁業生産 組合)	追い込み網漁業	小型沿岸捕鯨	その他の 漁船漁業	マグロ延縄漁業	定置網漁業 (太地水産 共同組合)	不明
1977			1				
1980					1		
1984							
1985	1						
1988							
1990					1		
1991		1					
1993							
1995	2						
1996	3			1			
1997		2					3
1998		1	2				
1999		1					
2000	1	1					
2003			1				
2004	1						
2005		2					
2006						1	

資料：太地町漁協名簿より作成

注：定置網漁業は、漁協組合員ではなくても加入が可能なため、この表より実数は多いと考えられる。

2007年に太地漁協がマグロ延縄漁業への貸し倒れにより倒産し、新しく「太地町漁協」として再編成されたことは記憶に新しい。このように、出稼ぎ母村から沿岸漁村へと再編された太地町は、特に1990年代後半以降、厳しい状態にある⁸⁾。

以上のような成り立ちをもつ太地漁業生産の概要を見てゆく。魚種別水揚げ量推移を図3-1に示す。

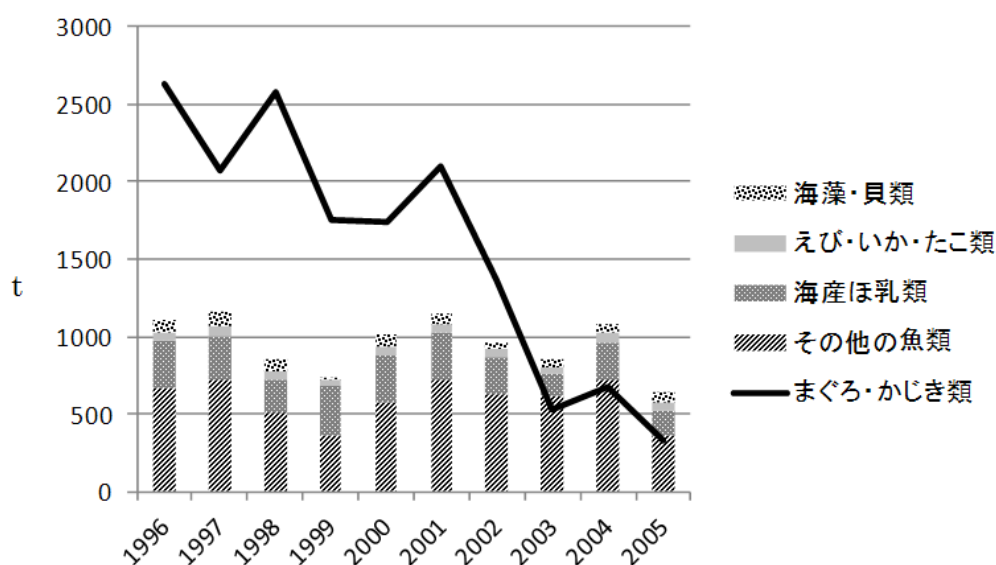


図 3-1 魚種別漁獲量推移

資料：和歌山県農林水産統計年報より作成

図3-1によると、近年まで、延縄漁によるマグロの水揚げが大きな割合を占めていたが、2000年以降は水揚げ量が大きく減少している。一方で、その他の沿岸漁業の生産量は比較的安定している。現在、水揚げ金額では、定置網漁業・クジラ

関係の漁業（小型沿岸捕鯨業、追い込み網漁業、突き棒漁業）・その他の漁業で1/3ずつとなっている⁹⁾。

表3-2に、漁業種類・漁業従事人数を示している。漁業種類としては、小型鯨類を対象とした小型沿岸捕鯨業（個人経営・漁協経営）¹⁰⁾、突き棒漁業¹¹⁾、追い込み網漁業、をはじめとし、カツオケンケン漁、ヨコワ漁、海老刺し網漁、1本釣り、共同組合による定置網漁業、真珠養殖業などが行われている。表からみると、エビ網漁業・1本釣り漁業・採草漁業など、比較的沿岸で操業される小投資型漁船漁業の従事人数が特に多い。

表 3-2 漁期・就業隻数・従事人数

漁業種類	漁期	隻数	従事人数	摘要
鰯敷漁業	12月～5月	1統6隻	15人	
八角網漁業	5月～12月	1統2隻	15人	
網代網漁業	6月～10月	1統2隻	15人	
小型沿岸捕鯨業	4月～9月	2隻	9人	個人経営と漁協自営の2経営体
追い込み網漁業	10月～4月	13隻	26人	
棒受け網漁業	5月～10月	36隻	36人	
海老網漁業	10月～4月	50隻	80人	
一本釣り漁業	周年	100隻	100人	
採貝漁業	5月～8月	60隻	60人	
採草漁業	4月～8月	25隻	100人	
真珠養殖業	周年	2体	22人	M漁業生産組合
鮪漁業	周年	3隻	7人	} ほとんど活動なし
魚類養殖漁業	周年	1体	1人	

資料：平成17年度太地町漁協資料・ヒアリング調査(2007)により作成

次に、漁業就業者・年代別割合の推移を次ページ図3-2に見る。センサスによれば、高齢化と漁業就業者の減少が進行

している。現在の漁業就業者は 102 名、2007 年のヒアリングによれば、「毎日漁に出ている漁師」の年齢別内訳は 30 代以下約 10 名、40 代約 6 名、50 代約 20 名、60 代以上約 60 名であり、若い年代には、漁業専業が多いということであった。

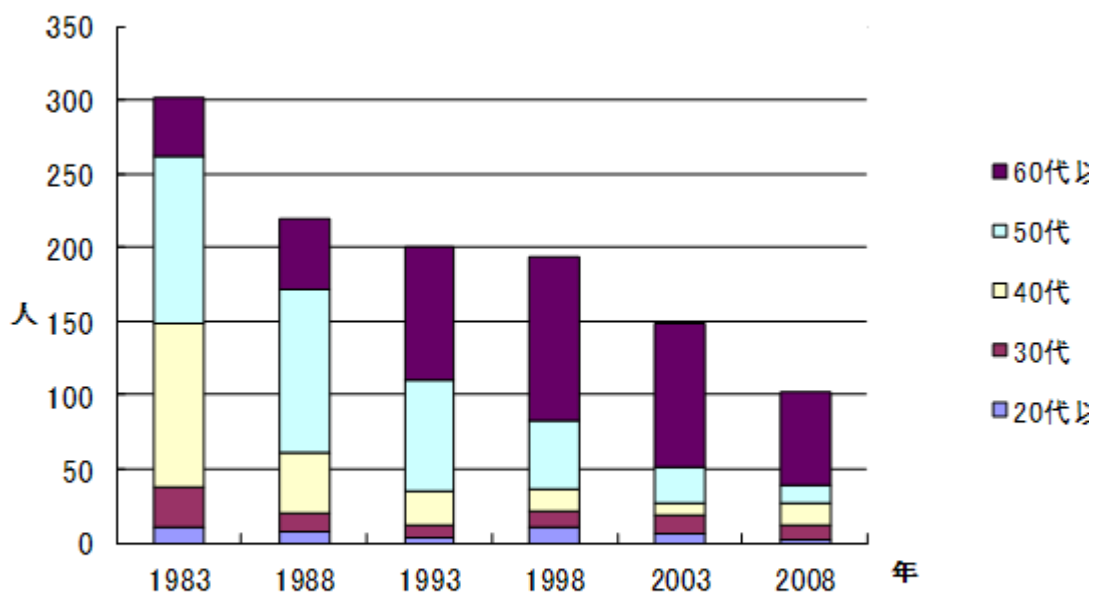


図 3-2 漁業就業者・年代別比率の推移

資料：第 7 次～第 12 次漁業センサスにより作成

漁業就業者の年代別割合比率（全国・和歌山県・和歌山県南部・太地町）を次ページ図 3-3 に示すと、高齢化が顕著な和歌山県南部の中でも、高齢漁業者率が突出して高くなっており、これは、リタイアした還流漁業者が大きく影響しているものと考えられる。だが、ヒアリングによれば、全国的な傾向と同様、不況が継続する 90 年代後半以降、若手の U ターン者も見られるようになってきた。図 3-3 においても、30-40 代の割合が南区平均より高い比率を示していることが

分かる。

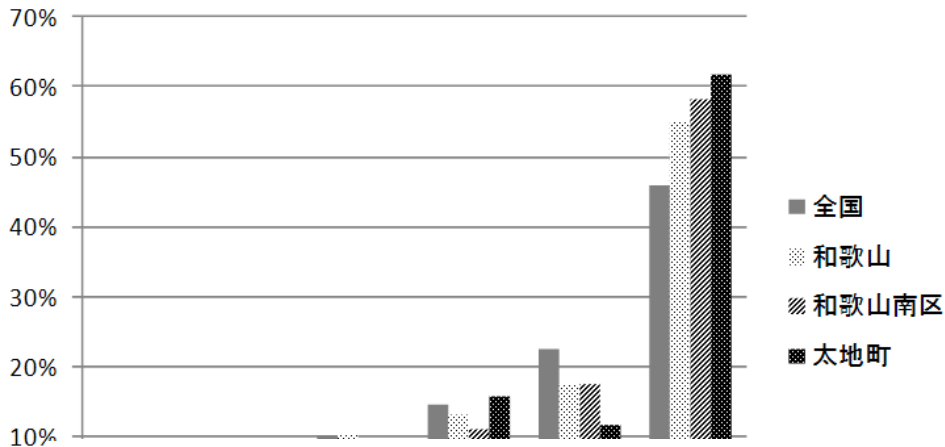


図 3-2 漁業就業者・年代別比率の推移

資料：第 7 次～第 12 次漁業センサスにより作成

図 3-3 年代別漁業就業者

資料：第 12 次漁業センサスより作成

以上により、現在の太地漁業の特徴としては、①水揚げ金額は、特定の漁業に集中している。また、隔絶性が高く他産業が少ないという地域性から、漁業者・地域主体で創設されてきた漁業が多く営まれていること。②もともと出稼ぎ漁村であることから退職者による高齢者の“生き甲斐的漁業”が中心であり、そうした漁村のパターンが継続し、南鯨が中止になって以降も漁業者の減少・高齢化が顕著となっているが、近年、青壮年漁業者の還流が見られるようになったこと。という 2 点にまとめられる。

第 2 節 漁業就業形態と青壮年労働力

太地町の漁業就業形態には、大きく分けて表 3-3 のようなタイプが存在する。

表 3-3 漁業就業のあり方

漁業就業のあり方	類型	人数	摘要
①地先磯回り小規模自営漁業型	・1本釣り・海老刺し網・採貝藻・カツオ引き縄漁等	約60人	自営漁業をリタイヤした高齢漁業者が多い
②自営漁業型	・地域捕鯨業（主に追い込み網漁業）と季節的漁業を組み合わせ、周年経営	約18人	20～80代の幅広い年代が存在、40代以下はその半数程度
③半漁半労型	・追い込み網漁業雇用と、低投資型の自営漁業や陸仕事アルバイトを組み合わせる	約10人	60代と40代以下で半々程度
④周年完全雇用型	・周年定置網漁業 ・周年真珠養殖業	18人	30～60代の年齢層が存在、40代以下は4割程度

資料：ヒアリング調査（2007）により作成

①地先磯回り小規模自営漁業型、②地域捕鯨業中心に他漁業を組み合わせる自営漁業型、③半漁半労型、④生産組合に周年雇われる周年完全雇用型の4つである。①は一本釣り・採貝藻・エビ刺し網など、比較的地先漁場の漁業を周年組み合わせる漁業者。②は、追い込み網漁業・小型沿岸捕鯨などの地域捕鯨業を中心とし、他の季節的漁業を組み合わせる自営漁業者。③は半年間を追い込み網漁業・小型沿岸捕鯨業の乗り子として、半年間を低投資型の1本釣り・採貝藻などの自営漁業や、地域アルバイトを組み合わせる漁業者。④は、「水産共同組合」、「M漁業生産組合」において、組合が行う漁業・養殖業に、周年雇用される、雇われ漁業者である。漁

業者の多くを占めるのは、①であり、かつての南鯨出稼ぎから南氷洋捕鯨の中止により、太地漁業へと還流した漁業者である。彼らは、南鯨退職金で漁船を購入し、1本釣・カツオ曳き縄漁・採貝藻など、地先漁業を組み合わせながら、生計を立ててきた。南氷洋捕鯨OBへのヒアリング調査によれば、高齢化した漁業者は、それまで生計を立ててきた漁船を処分し、船員年金を基盤としながら、小さな船で地先漁業を営んでいる。採貝藻漁業・エビ刺し網漁業などの、磯周り漁業を営む者が多く、これらの漁業収入は「アルバイト程度」である。だが、南氷洋捕鯨の船員年金が55歳から支給されており、月額平均給付額は20万円程度と、一定水準の金額が、安定的に支給される。つまり、現在の高齢化した還流漁業者は、船員年金という経済的基盤が確立している上で、「生き甲斐的」に漁業を営んでいると言えよう。しかしながら、こうした地先漁業のみの組み合わせでは、「生き甲斐漁業」レベルの収入しか獲得できず、若手漁業者が家族を持ち、生計を立ててゆくのは厳しい。漁協関係者による「くじら関係の漁業でない」と、若い人がやっていくのは厳しい」という言葉も、このことを表しているものと言えよう。

それに対して②、③、④においては、人数は少ないものの、青壮年漁業者が集中している。最も青壮年従事人数が多い追い込み網漁業においては、小型鯨類を網で生け捕りにするため、生きた状態のイルカを確保することが出来る。そのため、生鮮鯨肉のほか、水族館のショーなどの用途に、生体として販売される。現在、日本国内で小型鯨類を生け捕りにするこ

とができる地域は限定されているため、高価格での販売が実現しており、地先漁業の中では、優位な収入を見込める漁業となっている。だが、追い込み網漁業は「知事許可漁業」、小型沿岸捕鯨は「大臣許可漁業」であるため、許可数が定められており、自由な新規参入は許されておらず、空きがないと乗組員は募集されない。

一方、追い込み網漁業に次いで多くの漁業者を雇う定置網組合に関しては、月々の最低保障支払が存在する。金額は、年間約 350 万～500 万円と、決して突出して高いと言えるものではないが、安定的である。また、漁業への参入については、水産共同組合員（組合への出資者、町内在住であることが義務づけられる）であれば、優先的に採用されるが、特に規制は存在せず、比較的参入しやすいものとなっている。これら②、③、④の形態にあたる 40 代以下の漁業者の年齢・人数を表 3-4 に示した。

表 3-4 青壮年漁業就業タイプ

形態	自営漁業型		半漁半労型	周年完全雇用型 (定置組合・真珠養殖組合)
		自営予定		
	追い込み網漁業経営（予定）者 追い込み・その他季節的漁業 組み合わせ		追い込み網漁業雇用・ 小規模自営漁業等 組み合わせ	周年、生産組合に雇用
20代		1		
30代	1	2	2	2
40代	4	1	2	5

資料：ヒアリング調査（2007）により作成

自営漁業型は 9 名であり、前述した自営漁業者の息子も含めている。実際に漁船をもっている経営者は、5 経営体である。半漁半労型は 4 名、完全周年雇用型は 7 名である。これらのタイプの代表的な漁業者にヒアリングに協力して頂いた。その結果を、次に示す。

1) 自営漁業型

まず、「自営漁業型」、「半漁半労型」どちらのタイプにとっても中心的漁業となる追い込み網漁業の概要¹²⁾を述べ、次にこのタイプの青壮年漁業者の実態を見てゆく。

追い込み網漁業は、船団で小型鯨類を湾に追い込み、網で囲いとる漁業で、知事許可漁業である。親方（船主）と乗り子（雇用者）¹³⁾の 2 人乗り組みで、世襲制を維持している。漁船は 4~9.98t となっている。年齢構成は、20 代 1 名（乗り子）、30 代 5 名（船主 1 名 乗り子 4 名）、40 代 7 名（船主 4 名 乗り子 3 名）、50 代 2 名（2 名とも船主）、60 代 6 名（船主 2 名 乗り子 4 名）、70 代以上 3 名（全員船主）（2007 年）であり、太地漁業の中では青壮年層が集中している漁業種類である。漁期は 9 月～2 月（許可は 4 月まで）の半年間で、ゴンドウクジラ・イルカ類などの小型鯨類を捕獲する。給与は、水揚げ高から網代などの共同の経費を差し引いたものを、各船で均等に分配する。各船での分配比率は、船主：船代：雇用者で約 1：1：1 の割合なので、船主は燃油等の費用である船代を含め、2 に対して雇用者は 1 となり、結果的に船主と雇用者は約 2:1 の比率となる（分配比率は、船の建造時期等

で変化する)。捕獲した小型鯨類は、解体し鯨肉として、また水族館のショーなどの用途に生体としても取引される。漁場は、太地漁港から 15 マイル以内で、日帰り出来る範囲内となっている。漁業作業には、海上作業では、小型鯨類の発見・機材で音を鳴らしての追い込み・追い込んだ小型鯨類のとさつ作業などがあり、陸上作業は、とさつした小型鯨類の解体作業がある。12 隻での息を合わせての追い込み作業に加え、小型鯨類という特殊な漁獲対象種であることから、とさつ作業や解体作業など、他の漁業では見られない技術が必要とされる。

1980～90 年ごろは、モラトリアムに伴う鯨肉価格の高騰により、追い込み網漁業は大変「実入りのよい」漁業であり、周年半年間の操業のみの漁業者も存在した。だが、定置網混獲鯨類の流通開始・また、調査捕鯨副産物の鯨肉増加にともない、1990 年初頭には 700・800 円/kg であった鯨肉価格が、近年は 300 円/kg 代¹⁴⁾にまで落ち込みを見せている。太地漁業の中では比較的高収入の漁業ではあるが、経済的・社会的に、厳しい局面にあることも事実である。次に、自営漁業型漁業者（自営予定漁業者含む）の実例を見てゆく。追い込み網漁業の若手乗組員 13 名中、9 名がこれにあたる。大部分が一旦太地町外で建設業・運輸業等についたあと、U ターンして参入したものである。このタイプのケースを表 3-5 に示す。

表 3-5 青壮年漁業者のケーススタディ

漁業就業タイプ	番号	Uターンか否か	年齢	就業年	家族構成	年間着業漁業種類	漁船	父親の仕事	現在の所得	現在の漁業着業前の仕事
自営漁業型	A	Uターン	45歳	1991年	本人・妻・子供(4人)	追込み網漁業・カツオ曳き縄漁・棒受け網漁業・ヨコワ漁	8.5t FRP新船(2002年)	もと追込み網漁業船主		近隣地区にて運輸業
	B	Uターン	41歳	1997年	本人・妻・子供(3人)	追込み網漁業・カツオ曳き縄漁・ツチクジラ解体作業・ヨコワ漁・磯回り漁業	7.6t FRP新船(2002年頃)・船外機、FRP新船(1997年頃)	もと追込み網漁業船主	600~650万円	太地町外で漁業外の仕事
	C	学卒後参入	29歳	1995年	本人・妻・子供(2人)	追込み網漁業(父の漁船に乗り子として乗船)・カツオ曳き縄漁・小型沿岸捕鯨業	不明	追込み網漁業船主		
	D	Iターン(大阪府出身)	42歳	2000年頃	不明	小型沿岸捕鯨(漁協職員として)、刺し網、ヒジキ漁、かご漁、釣り、カツオ曳き縄	1.6t 中古(95~96年頃) 4.98t 中古(99~00年頃)			千葉県の水族館で海獣類の飼育員、のち太地のイルカ蓄養施設で働き、個人経営小型沿岸捕鯨乗組員も経験した。
半漁半労型	E	Uターン	40代	2000年	本人・父・母	追込み網漁業(乗り子)・1本釣・ツチクジラ解体作業・ヨコワ漁・ヒジキ漁	1.1t FRP中古船(1999年頃)	もとマグロ延縄漁業乗組員	約300~400万円	近隣地区にてガソリンスタンド勤務
	F	Uターン	40代	2007年	本人・父・母		船外機FRP中古船(2007年)	もと捕鯨船乗組員		太地町外で漁業外の仕事に就いてのち、M漁業生産組合に就職
周年完全雇用型	G	Iターン【本宮氏出身】	40代		本人・子供(2人)妻	定置網漁業		漁業外の仕事	300~350万円	新宮市にて製造業勤務
	H	Uターン	40代	2007年	本人・子供(2人)妻	定置網漁業		南氷洋捕鯨・マグロ延縄漁業乗組員の後、「水共」従業員		トヨタ期間工のちUターンしM漁業生産組合に就職
	I	Uターン	40代	2007年	本人・子供(2人)妻	定置網漁業	船外機FRP中古船(2008年)	もとM漁業生産組合従業員		海外にて真珠養殖業従事のちUターンしM漁業生産組合に就職

資料：ヒアリング調査により作成

【ケース 1】

A 氏、45 歳。追い込み網漁業船主である。家族構成は、本人、妻、子供（12 歳から 20 歳）4 人の計 6 人家族である。妻は福祉関係のパートに従事。父親が追い込み網漁業者である。紀伊勝浦において運輸業に従事していたが、1991 年に U ターンし、漁業に従事。2002 年、漁船（8.5 t FRP 新船）を購入。周年の漁業パターンとしては、9 月から 2 月～3 月の追い込み網漁業に従事する。3 月からカツオ曳き縄漁に従事し、魚群を追って静岡まで操業する。5 月ごろ、北海道・東北で巻き網操業が開始され、魚価が低下しはじめるので、魚価をにらみながら、棒受け網漁に切り替える。6 月、7 月は棒受け網漁に従事し、ウルメイワシを主な漁獲対象種類とする。8 月に入ると、ヨコワ漁（本マグロ稚魚漁）に従事する。以前は夏場、磯周り漁業に従事していたが、大きな漁船を購入してからはあまりやらなくなった。静岡で漁がないときは、時々磯周りにも従事する。収入で一番大きな割合を占めるのは、第一に追い込み網漁業であり、カツオ曳き縄漁、ヨコワ漁、棒受け網漁業の順となっている。これからも漁業で生活を立ててゆくことを望んでおり、そのために追い込み漁業以外にも応用の利く漁船を購入した。現在、夏場のカツオをもっとよい価格で売る手段を考えている。

【ケース 2】

B 氏、41 歳。追い込み網漁業船主。5 人家族である（本人、妻、小学生から中学生まで 3 人の子供がいる）。妻は福祉関係

にパートで従事しており、約 60~70 万円の年収がある。父はもと追い込み網漁業従事者であった。本人は太地町外の地域で漁業以外の仕事に従事していたが、1997 年頃から漁業に就業した。1997 年頃、船外機（FRP 新船、磯回り漁業に使用）を購入し、2002 年頃、漁船（7.6t FRP 新船 磯回り漁業以外の漁業に使用）を購入。冬期の追い込み網漁業を中心として、3 月—5 月のカツオ曳き縄漁業、6 月の、漁協自営船の小型捕鯨業操業に伴うツチクジラ解体作業、7 月—8 月半ばのヨコワ漁を組み合わせて就業している。カツオ曳き縄漁・ヨコワ漁が不漁の時は磯周り漁業に従事し、アワビ・サザエ・ヒジキ等を採取する。追い込み漁業には、65 歳のもと捕鯨船員を雇用している。

【ケース 3】

C 氏、29 歳。乗り子である。4 人家族である（本人、妻、7 歳と 6 歳の子供）。妻は事務関係の仕事で従事しており、パートである。父が追い込み漁業の船主であり、自分は乗り子として追い込み漁業に従事している。高校卒業後、すぐに漁業に従事した。現在、父親名義の漁船（7~8t FRP 1990 年建造）に乗船している。冬期の追い込み網漁業、2 月から 4 月のカツオ曳き縄漁（太地沖～尾鷲）、5 月から 8 月の小型沿岸捕鯨業（漁協自営の捕鯨船に砲手として乗船）を組み合わせて就業している。小型沿岸捕鯨業に従事している期間は固定給が支給されるので、安定した収入源となっている。これからも陸仕事で働こうとは考えておらず、漁業専業で生活をた

ててゆきたいという希望を持っている。

以上が、自営漁業型の主な就業パターンである。周年就業パターンとしては、秋期―初春期の追い込み網漁業ののち、夏期のカツオ曳き縄漁はほぼ全員が兼業している。カツオ曳き縄漁は、個々の漁船の規模によって操業期間や漁場を選択しており、太地沖周辺に漁場を限定して操業するケース、魚群を追い静岡にまで漁場を拡大するケースがある。そののちは、棒受け網漁業に従事するケースや、漁協自営捕鯨船の小型沿岸捕鯨操業に伴うツチクジラ解体作業に従事するケース、小型沿岸捕鯨に従事するケース等に分かれる。棒受け網漁業は、コストもかかり、技術を必要とするので、9tクラスの漁船で棒受け網の装備（網・竿・網揚げ機など）を装備した漁業者が従事する。一方、漁協自営捕鯨船は、5-9月に太地漁業沖・日本海において小型沿岸捕鯨業を行っているが、乗組員4人中3人は、追い込み網漁業従事者であり、彼らは夏期の小型沿岸捕鯨と秋・冬の追い込み漁を組み合わせ周年漁業就業する。また、この漁協自営捕鯨船は、6月、函館を根拠地とし、日本海においてツチクジラを対象とした操業をしており、そのクジラ解体作業員として従事する追い込み漁業者も存在する。以上のような春期―夏期の漁船漁業に加えて、4月～9月は、採貝藻漁業の操業可能期間でもあり、期間中2週間操業・2週間休漁、年間45日間の操業日数が定められている。比較的小型の漁船の漁業者や、大型の漁船を所有していても他の漁が不漁の場合は、採貝藻漁業にも従事する。加えて8月には、ヨコワ漁を組み合わせる漁業者も多い。近畿

大学のマグロ養殖場にヨコワ（マグロ稚魚）の需要があるため、ヨコワ漁を操業する漁業者は、漁船の中に生け簀を設置し、活魚で取引している。年間収入の中での位置づけはそれほど大きくないものの、一定価格の取引なので、安定的な収入源となっている。先述した A・B 氏は、太地町で、ヨコワ漁に初めて着業した、先駆けともいえる存在である。

以上のように、追い込み網漁業者は、追い込み網漁の漁船を、その他の季節的漁業にも切り替えがきくように装備を備え、効率的に漁業を選択して操業しており、新たな漁業の取り組みにも意欲的である。また、捕鯨技術を生かせる雇用機会が地域内外に存在しており、これらの組み合わせの中で周年の漁業就業が可能となっている。

ここで、太地町における追い込み網漁業船主の中で、一般的な就業パターンである、B 氏を取りあげ、ヒアリング調査から漁業で得られる収入¹⁵⁾を試算し、同年代で和歌山県において漁業以外の産業に従事した場合の給与と比較した¹⁶⁾。B 氏の水揚げ高から経費を差し引くと、年間の収入は、約 600 万円から 650 万円程度と概算できた。統計資料より概算すると、和歌山県で建設業に従事した場合の年間給与は、約 400 万円程度であり、産業全体の平均年間給与は 600 万円程度であった。次いで、世帯類型別の収入と比較してみよう。2003 年の「全国消費実態調査」¹⁷⁾の統計によると、「世帯主が勤労者であり配偶者が有業、子供が 3 人で長子が中学生」という、B 氏の類型に該当する世帯の全国平均年間実収入は、年間約 740 万円となっている。B 氏の漁業所得に妻のパート代（年

間約 60-70 万円) を加えた漁家所得は、約 700 万円かそれよりやや低い程度である。追い込み漁期外に営む漁業により差はあるが、追い込み船主の一般的な収入水準であると推測できる。つまり彼らは、小型捕鯨業を中心的漁業として、季節的漁業を周年組み合わせることにより、なんとか全国平均世帯に均衡する漁家収入を実現できている、といえよう。

2) 半漁半労型

追い込み網漁業の若手従事者 13 名中、約 4 名がこれにあたる。地元外で漁業以外の仕事に従事したのち、U ターンで地元に戻り、参入した者のほか、M 漁業生産組合の人員整理にともない解雇され、参入したものも存在する。以下にモデルとなるケースを示す。

【ケース 1】

E 氏、40 代、父・母と同居。追い込み網漁業乗り子。父親が元マグロ延縄漁従事者。近隣地区にてガソリンスタンド勤務ののち、2000 年、漁協自営の小型沿岸捕鯨業に就いた。2004 年に現在の雇用主(追い込み漁業船主)に声を掛けられ、追い込み網漁業に参入、現在に至る。1999 年、漁船(1.1t FRP 中古船)を購入した。年間、追い込み網漁業・1 本釣り・ヒジキ採り・ツチクジラ解体・ヨコワ漁を組み合わせ、周年漁業に従事している。また、3 月から 5 月の間は、町立「くじらの博物館」においてアルバイトに従事している。収入の中では、追い込み網漁業が 6 割程度を占めている。

【ケース 2】

F氏、40歳、父・母と同居。追い込み網漁業乗り子。父親が元母船式捕鯨従事者。大阪や三重などで陸仕事に従事していたが、28歳でM漁業生産組合に就職した。2007年3月までM漁業生産組合に勤めていたが、人員整理のため退職し、同年9月から追い込み網漁業に乗り子として参入した。当時はちょうど人員に空きがあったそうである。2007年9月に中古の船外機を購入した。M漁業生産組合では保険などの保障があったが、現在の就労形態では保障もなく、漁不漁に生活が左右される状況である。だが、これからは漁船を購入し、カツオ曳き縄漁を営むなどして、漁業で生計をたててゆきたいということであった。

このタイプは、追い込み被雇用者として漁業に従事し、それ以外の時期は小型の漁船で1本釣り、採貝・採草漁業など季節に合わせた根付漁業に着業している。また、補完的に「くじらの博物館」でのアルバイト・真珠養殖業のアルバイト・ペンキ塗りなどの陸仕事などを兼業する、いわば半労・半漁的漁業者である。このような形態の漁業者の年間収入は、約300~400万円程度となっており、和歌山県で建設業に就業する場合と¹⁸⁾、ほぼ同程度の水準となった。

3) 周年完全雇用型

太地町の周年の雇用機会として、「太地水産共同組合」¹⁹⁾「M漁業生産組合」²⁰⁾の2つの生産組合がある。ここでは、多くの雇用漁業者が存在する「太地水産共同組合」を見てゆ

く。太地水産共同組合(市原(1960)の記述に倣い、以下、「水共」と略記す²¹⁾は、1916年に創設された、町民株式制の定置網組合である。現在においても、太地町民の3分の1である1,003人が均等出資を担っている。組合規約によれば、「太地町に本籍を有し世帯を構え町民税を負担する者」により構成され、組合に加入するには上記の者(世帯主)が1,000円を出資することで加入が認められる。他地区から転居した者は、転居して5年経過して後でないと、加入は認められない。

「水共」は太地湾において、11月～6月の鰺敷き網、6月～12月の網代網、7月～11月の八角網をもって、周年地先で定置網漁業を行う。1986年頃は、夏期23名・冬期30名の人数を雇用していたが、90年以降、機械化・省力化が進行し、現在は夏・冬通じて15名で操業が可能となっている。漁場は太地町の地先漁場、漁船で数10分程度の場所に定置網を設置している。作業内容は、漁場における定置網の揚網・帰港・魚の選別などである。また、作業時間は季節によって違いがあるが、例えば夏期～秋期の八角網・網代網であれば、午前5時に出港し、網揚げ・帰港ののち午前9時には魚の選別を終えることが多い。また、秋期～初夏の鰺敷き網においては、午前6時くらいに出港し、水揚げ・選別などを合わせても、13時くらいまでに大体終了する。このように、作業内容や労働強度の面でも比較的軽く、また、それほど難しくない。したがって高齢者や漁業経験のない壮年労働力でも、適応しやすい労働内容である。「水共」における漁業就業者を表3-6に示した。

表 3-6 定置網漁業就業者概要

就業者	年齢	就労する漁業種類	雇用形態	雇用年数	出身	摘要
1	40	定置網専業	半年契約	3-4年	地元	左官・建設・トラック関係 M組合などから参入
2	40	定置網専業	半年契約	3-4年		
3	44	定置網専業	半年契約	3-4年		
4	47	定置網専業	半年契約	3-4年		ほとんどが、 もとマグロ延縄船員、 南鯨船員だが、 地元のスーパーが倒産し、 参入したものなども 存在する。
5	40	定置網専業	半年契約	1年		
6	52	定置網専業	半年契約	6年		
7	52	定置網専業	半年契約	1年		
8	55~56	定置網専業	半年契約	20年		
9	55~56	定置網専業	半年契約	6年		
10	55~56	定置網専業	半年契約	6年		
11	55~56	定置網専業	半年契約	20年		
12	61~63	定置網専業	半年契約	18年		
13	61~63	定置網専業	半年契約	18年		
14	61~63	定置網専業	半年契約	6-7年		
15	61~63	定置網専業	半年契約	6-7年		

資料：ヒアリング調査（2007）により作成

マグロ延縄漁業・南氷洋捕鯨業からの高齢還流漁業者が多く、構成員の平均年齢は高いものの、40-50代の壮年層も存在し、高齢化が進む太地町においては特徴的といえる。また、壮年漁業者には、町外建設業・左官屋などからUターンして参入したものをはじめ、2007年のM真珠の規模縮小に伴い解雇された者などが存在する。定年は65歳となっている。「水共」の雇用形態・給与について述べる。漁業従事期間は周年であるが、雇用契約は半年ごとに更新されるため、昇級などはない（年齢を考慮した支払はなされる）。契約の更新の際、役場にて従業員の新規募集告知を行う。給与支払形態は、漁労長（1名）が月給制・船頭（2名）・一般漁業就業者（12名）は日給制である。月毎の最低保障が漁労長：船頭：一般漁業就業者=3.0:1.5:1.0の割合で支払われる。また、年度水揚げが確定

した時点で、歩合金がボーナス的に支払われる。歩合金には、水揚げ高 1 億円以上の場合はその 10%、5,000 万円～1 億円の場合はその 8%、5,000 万円未満の場合はその 6%を当てる。年間の給与金額は、一般従業員約 300 万円～320 万円 船頭約 400 万円 漁労長約 500 万円となっている。以下に、「水共」従業員へのヒアリング内容を示す。

【ケース 1】

G 氏 40 代。子供 2 人（22 歳・16 歳）、妻の 5 人暮らし。妻は老人ホームにおいてアルバイト従事。和歌山県本宮出身、父親は陸仕事に従事。妻が太地町民のため、結婚を機に太地町に移り住む。前職は和歌山県新宮市にて製造業に従事していたが、地域製造業が不安定な状況下であったので、42 歳で水共に参入した。定置網漁業に周年従事しており、他の漁業は行っていない。

【ケース 2】

H 氏 40 代 子供 2 人（中学校・小学校）、妻の 5 人暮らし。妻は町内の観光ホテルにてアルバイト従事。父親は、南氷洋捕鯨・マグロ延縄漁業に従事した後、水共にて定置網漁業に従事した。本人は、若い頃は愛知県でトヨタの期間工²²⁾として従事。だがバブルがはじけ、給与が激減したため、太地町に U ターンし、M 漁業生産組合に参入した。のち、2007 年度に M 漁業生産組合の経営縮小に伴いリストラにあい、水共に参入した。G 氏と同様、定置網漁業に周年従事しており、

他の漁業は行っていない。

【ケース 3】

H氏 40代 子供2人（高校生・中学生）、妻の5人暮らし。妻は、福祉施設にてアルバイト従事。両親共に、M漁業生産組合にて働いていた。高校卒業後、ホンダにて期間工として従事。その後、タヒチ・オーストラリアなどで、真珠養殖業に従事。30歳過ぎに、太地町のM漁業生産組合にて真珠養殖業に従事。2007年のM漁業生産組合の経営縮小にともないリストラにあい、H氏と共に、07年、水共に参入。周年の定置網漁業就業に加え、2008年頃購入した船外機（中古・2万円）で、趣味的に1本釣にも従事している。

以上、「水共」における漁業者の現状について述べた。周年完全雇用型漁業者の年間給与は、約300万円から350万円であり、和歌山県において建設業に従事した場合の給与を比較すると²³⁾、同程度、あるいはそれを少し上回る水準である。「水共」の最大の特色は、月々の給与・周年就業が保障され、漁船漁業のような不安定性が少ないことである。ヒアリングを行った3氏によれば、「給料が良いとは言えないが、昨今の不況では、どこでも同じ。水共は毎月給与が支払われ、保険もかけてくれるので安定的。倒産しない限り、定年まで勤めてゆきたい」とのことであった。つまり、「水共」は、漁業者のライフサイクルに対応した就業機会とは言えないが、昨今の不況下における失業者・還流労働力が、一定水準の給与を獲得できる受け皿として機能している、と言える。

第 3 節 小括

以上見てきたように、現在の太地漁業における青壮年漁業者は、その多くが、1990年代以降に参入した U ターン漁業者である。これらの青壮年漁業者は、なぜそのような時期に地元漁業に U ターンし、現在も漁業者として定着しているのか。本論の分析から、以下のことが言える。

第一に、自営漁業者の場合は、追い込み網漁業と他の季節的漁業を組み合わせることで、周年の漁業就業と、ライフサイクルに対応した収入を獲得することができる、ということが大きい。つまり、最初は親の船で「乗り子」として従事していても、漁業を引き継ぎ、自営漁業者として季節的漁業の組み合わせの中で収入の拡大をはかってゆくことが、可能となる。たとえば、A 氏のように比較的大きな漁船であれば、収益の大きいカツオ引き縄漁業に長く従事し、B 氏のように、それより小さい規模の漁船であれば、函館のクジラ解体に操業するというふうに、個々の漁船規模にあわせて、経営の工夫が可能である。また、「ヨコワ漁」という新たな漁業が、A 氏・B 氏が先駆けとなって開始した、ということも、このことを裏付けている。つまり、このような漁業者タイプにおいては、ライフサイクルに対応した漁業就業のあり方が選択されており、C 氏のような、「漁師として生活をたててゆく」という意思をもった後継者の獲得につながっていると言える。

第二に、半漁半労型の漁業者の場合。このタイプは、追い込み網漁業被雇用に加え、1 本釣・採貝藻などの小規模な自営漁業、また、観光業や真珠養殖業でのアルバイトを組み合

わせ、周年の労働力の燃焼をはかっている。つまり、半年間の雇用が保証される追い込みへの雇用に加え、地域的特色を持つ多様な地域内雇用機会の存在により、周年就業と一定収入の獲得が可能となっている。

第三に、水産共同組合における、周年完全雇用型の漁業者の場合。定置網組合の特色は、機械化・省力化により、漁業経験のない壮年層でも従事が可能という点と、周年の漁業就業、月ごとの給与が保障される、安定的な雇用形態である、という点である。このような村張りの定置網組合が、「町民共同出資制」という村落共同体的なしくみの下で地域雇用機会に組み込まれている、ということが、定置網漁業を支える雇用漁業者の獲得要因といえる。これらの漁業者の年間収入を見ると、和歌山県において建築業に従事した場合の年間給与から産業平均年間給与と同等となっており、外部雇用機会と比較しても、一定水準の賃金獲得の場となっている。

以上から、太地町において青壮年労働力を一定維持してきた条件をまとめると、第一は、もともと、以前からの村張りの定置網水産共同組合や小規模捕鯨業など、地域資源を生かした雇用機会・技術が存在していた。それらに加え、南氷洋捕鯨モラトリアム以降、出稼ぎ依存型の漁業構造が崩れ、追い込み網漁業、真珠養殖業などの地域対応に見られるように、地域資源や技術を利用した沿岸漁業・地域内産業が町を挙げて創設され、かつては南鯨還流労働力、最近では U ターン労働力を収容する就労機会を保ち続けてきた。第二には、最近の U ターン漁業者は、出稼ぎ母村から沿岸漁船漁村への再編

期に形成された追い込み網漁業を中心にし、採貝藻漁業・カツオ曳き縄漁など、もともとの地先漁業を組み合わせ、さらにヨコワ漁という新たな漁業にも着手し、周年漁業就業が可能となっている。また追い込み網漁業後継者でなくとも、定置網や再編期に創設された就労機会・もともとの漁業を組み合わせ、周年、漁業を中心とした地域内就業が達成できている。第三には、このような要因により、追い込み漁家においてはライフサイクルに対応し、妻のパート収入を含む漁家所得が、半漁半労型漁業者・完全雇用型漁業者においても、参入前の所得である建設業労働などの外部労働市場における賃金水準と均衡する、一定水準の所得を確保できている。その結果、外部からの U ターン漁業者を確保できている。とまとめられる。

最後に、太地町漁業の展望について述べておく。今後も、一定収入の確保が可能な地域捕鯨業・水産共同組合に青壮年漁業者が集中し、全体としては高齢化・漁業者の減少が進行すると考えられる。その場合、問題となるのは、半漁半労型・完全雇用型という就業形態が、今後も維持されてゆく可能性が高いということである。つまり、壮年 U ターン者・追い込み船主の息子でない青壮年 U ターン者²⁴⁾を、小論で見たような、停滞的・不安定な就業形態で雇うことで、雇用漁業者を確保している、という見方もできるだろう。地域産業・沿岸漁業共に、収容力が低下する今日的状況においては、追い込み後継者以外の U ターン漁業者が、今後も、低賃金・低所得、かつ不安定な就労形態で、太地町に滞留してゆく恐れもある。

今後、これらの漁業者が、ライフサイクルに対応した就業を実現してゆけるような地域漁業のあり方を、資源管理も含めて構築してゆくことが、重要となるのではないだろうか。

注

1) 2010年過疎地域市町村など一覧

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/h14kasoichiran.htmによれば、和歌山県は、関西圏内で最も多くの過疎地域（16地域）を抱えている。その中の半数は、紀伊半島の先端部に位置する小規模な漁村地域である。

2) 太地町の概要は、太地町公式ホームページ 統計資料/人口・世帯の推移

http://www.town.taizi.wakayama.jp/tyousei/sub_02.html

太地町政要覧 2006 による。

3) 市原亮平「移民母村の漁業構造と人口問題—和歌山県東牟婁郡太地町の実態調査報告(1)~(3)」、『関西大学経済論集』1960

4) 堀口健治「第5章 漁業労働論」, 1982.『現代水産経済論』(北斗書房, 1982年), pp. 131~143

5) 4)堀口(1982)前掲書, pp. 139 23~24行目引用

6) 12)堀口(1982)前掲書, pp. 138 26~27行目引用

7) 追い込み網漁業は、もともと、地元で小型鯨類の突き棒漁業を操業していた南氷洋からの還流漁業者が、伊豆から技術を取り入れ、72-73年に開始した。当初は7隻であった

が、それ以降も「南鯨」還流漁業者が追い込み網漁業に参入し、「第1組合」（創設組）「第2組合」（後発組）に分かれ、競うように操業を行っていた。81-82年に、それら2組合は合併し、15隻での共同操業が開始した。

8)太地町の漁業小史については、

3)市原（1960）前掲書、

4)堀口（1982）前掲書、

浜中栄吉編 1979.『太地町史』（太地町役場,1979）pp.476
～471

三好晴之「イルカのくれた夢」（フジテレビ出版,1997年）
pp.65～68,

太地町役場資料、漁協関係者、南鯨・マグロ延縄漁業OB、
M漁業生産組合へのヒアリング調査による。

9)漁獲金額のデータが得られなかったため、ヒアリング調査による。

10)太地町には、小型沿岸捕鯨・突き棒漁業・追い込み網漁業という、地域立地型の小規模捕鯨業3種類が存在する。小型沿岸捕鯨は、個人経営、漁協自営による2経営体がある。前者は、太地沖、房総沖、網走沖において、小型鯨類を対象として、小型沿岸捕鯨を操業しているほか、調査捕鯨への備船・人員チャーターも行っている。個人経営捕鯨船・勝丸の所有者I氏は、1968年、大規模捕鯨業の縮小に伴い、退職した、もと南氷洋捕鯨砲手である。1991年から、I氏は捕鯨業から引退し、現在の乗組員が引き継いでいる。乗組員は7名であり、若手乗組員は、小型沿岸捕

鯨業基地の1つである宮城より雇用している。後者の漁協
自営捕鯨船は、5月、7月～9月は太地沖で、6月は函館
を基地としながら日本海沖で、計5ヶ月間、小型沿岸捕鯨
業を操業する。乗組員は3名で、うち2名は、追い込み網
漁業と兼業している。

11) 突き棒漁業は、もりで小型鯨類を突き獲る漁業であるが、
捕獲効率の悪さから、高齢化が進行しており、現在、専業
で従事するものは2-3名である。知事許可漁業である。

12) 追い込み網漁業の概要については、遠藤「生鮮鯨肉のフー
ドシステム」『地域漁業研究』第48巻第1-2号に詳しい。

13) 追い込み漁において、「船主」と「乗り子」では、作業内
容が異なる。小型鯨類を湾内に追い込んでのち、各船の乗
り子は1隻の船外機に乗り込み、湾に網をはる。また、小
型鯨類の解剖の前段階となる、追い込んだイルカをつかま
え、屠殺する作業は、乗り子が担当する。この作業は海中
での作業となり、熟練を要する。一方、「船主」は、このよ
うな、海中での作業に従事することはない。

14) 農林水産省 『水産物流通統計年報』

15) 現在、太地町の小規模捕鯨業は、動物愛護団体等から激し
いバッシングを受けており、緊張状態にある。追い込み網
漁業者へのヒアリングでも、個々の漁業者にくわしい収入
額は伺うことができず、答えて頂けた範囲の回答で分析し
たものである。このような状況下でヒアリングに協力して
下さった小規模捕鯨業関係者の方々、尽力していただいた
太地町漁協の方に深く感謝したい。

16)和歌山労働局 賃金関係統計一覧

<http://www.wakayama.plb.go.jp/toukei/ichiran/index.html>

17)平成 16 年全国消費実態調査

<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000000640002/NewList-000000640002.html>

18)16)と同 HP

19)14)前掲書 浜中(1979)pp. 511~539によれば、太地水産共同組合の創立は 1916 年(大正 5 年)、漁民と太地町および県内の有力分子が、外来資本から漁場を奪回して、定置網を村の共同経営とするための運動を開始したことに始まり、同 1916 年、村民一株均一制による太地水産共同組合が設立された。組合の目的は、外来資本を排除し、村全体の経済状況の向上と、村民全体によって民主的に「村張り定置網」を運営することであった。現在においても、組合員は「太地に本籍を有し世帯を構え町民税を負担するもの」と規約に定められている。かつては利益から町公共事業への還元がなされ、出資者への配当金が 3 万円程度の頃もあったが、現在は出資者一人当たり 5,000 円程度の配当となっている。

20)「M 漁業生産組合」は、和歌山県唯一の真珠養殖組合である。全国的に真珠養殖業が拡大する昭和 40 年代の 1965 年、前町長により設立された。95 年頃よりウイルス病等が原因で業績が悪化し、07 年には大幅な人員整理を行い、現在は、正社員が 3 名、顧問が 2 名、パートが 3 名、繁忙期のみの

アルバイトとなった。真珠養殖・真珠種苗養殖・ヒオウギ貝の養殖を周年行っている。正社員 3 名のうち 2 名は 30 代で、もともとは A 地区外で建設業に従事していたが、Uターンして参入した。アルバイトは、主に冬期の玉揚げ期に、地元主婦や追い込み網漁乗り子を雇用する。給与は、正社員には月々 20-30 万円の最低保障が支払われ、「玉揚げ」時期（冬期）に、真珠が目標より水揚げされた場合、ボーナス的に臨時給が支払われる。正社員の年間収入は、「水共」と同水準の、300 万円程度となっている。パート・アルバイトは時間給 800 円である。

21)市原（1960）前掲書

22)ここでの「期間工」とは、「臨時工」「季節工」の意味である。

23)16)同 HP

24)追い込み網漁業において、血縁関係での被雇用者でなくとも船主になったものも存在するが、現いさな組合の中では 1-2 名に留まる。半漁半労タイプの漁業者が、将来的に追い込み船主となる見込みは、低いものと言えよう。

第 4 章 総括

本論文においては、これまで、1990年代以降増加傾向にある「新規参入」漁業者と、彼らを収容する漁村の「受け皿」がどのように形成されてきているのかに着目し、分析を進めてきた。まとめると以下のようなになるだろう。

まず2地域において共通していることは、第一に、1990年代以降の長期不況を背景とした労働環境—特に、漁業労働力に対応する労働市場が不安定化し、漁村への還流含む新規参入の圧力が高まったことである。漁業参入の動機として「前職業の不振」をあげるものは太地町、神島どちらにも存在しており、その多くが製造業・建設業・期間従業員など景気の変動の影響を受けやすい業種である。つまり、漁業外産業の不安定化により、漁村地域の「セーフガード」的機能が相対的に大きくなり、実家や継ぐべき家業のある漁村地域へ還流・参入する漁業者が多くなったと言える。第二に、一般的に就労の場が少ないとされてきた沿岸漁村地域において、1990年代以降、「新規参入」を収容する地域内就労の場が創設・あるいは拡大していることが明らかになった。このことは宮澤¹⁾により、全国的傾向であることが示唆されており、加えて、漁業者の減少により全国的に漁場・資源余剰が生じていることは加瀬²⁾などにより知られていたが、本論文により実証的に明らかにされた。

だが、漁業者の「受け皿」は地域によって異なる様相を見せている。では、そのような「受け皿」の視点から、漁村地域において青壮年漁業者を確保している条件はどのようなも

のだろうか。第一に、「自営中心型」の新規参入が多くを占める、神島の場合である。神島の「新規参入」は、「自営」層への参入が中心となっている（図 4-1）。

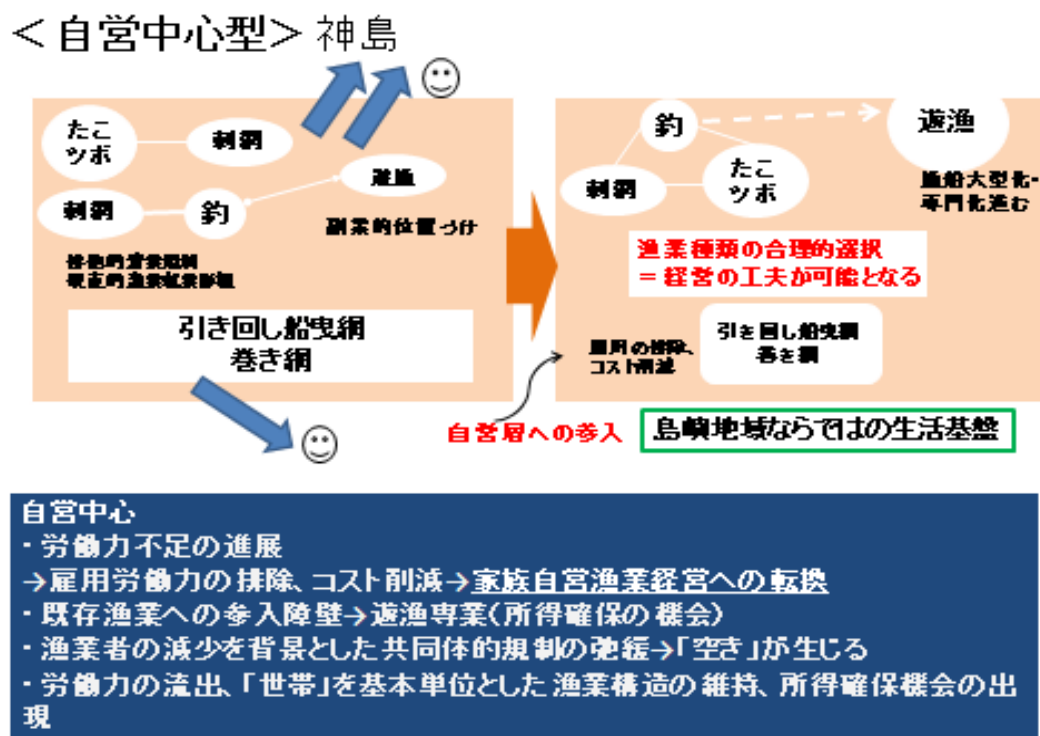


図 4-1 神島における「受け皿」の形成

これは、もともと神島では長男が家業を継ぎ、次男・三男は島外に流出するという構造を有し、「自営」漁家が神島漁業の中心的存在であった。80年代後半以降、神島において労働力不足が進展する中で、各経営体では雇用労働力の排除により家族自営業的性格を強め、できる限りコストを低下させる中で、個々の直系世帯を基本単位とした経営体を維持してきた。また、労働力の減少が今後の漁業存続が危ぶまれるレベルまで進行した結果、従来の排他的漁場における「空き」が

生じ、着業権を有さない漁業者であっても、収益が高い漁業への「新規参入」³⁾が可能となった。加えて、既存漁業の排他性・収容力の低下から、「遊漁」という新たな所得確保の機会として確立された。つまり神島では、第一に、1990年代以降も、依然として、僻地漁村に一般的に見られる共同体的な社会構造や、「世帯」を基本単位とした地域漁業のありかたを基軸としてきたこと。第二に、労働力流出を主要因とする既存漁業の状況悪化に対して、知事許可漁業で見られるような小規模な家族自営業的経営への移行・あるいは「遊漁」のような新たなジャンルの所得確保機会の創設などの、個々の柔軟な対応があったこと。第三に、全国的に見られるように、漁業者の減少によって資源・漁場に余剰が生じ、新規参入を受け入れる余裕ができたこと、この3点が、1990年代以降の「自営」中心の受け皿拡大が進展してきた、主な理由と言える。

第二に、「雇用中心型」の新規参入が多くを占める、太地町の場合である（図4-2）。

太地町においては、遠洋捕鯨業という中心的雇用機会の崩壊という打撃を受けて、地域主体により、太地町特有の地域資源を生かした、漁業に留まらない多種多様な就労機会を地域主体で創設してきたという歴史があるが、それが現在の地域内就労の基盤となっているということが大きい。

1990年代以降、追込み網漁業・真珠養殖業などの、それまでの中心的漁業の個々の状況が悪化し、また長期的不況に伴う労働市場の不安定化といった背景により、村張りの定置網

組合などへの参入が増加した。また、一部自営層では、収益の大きい「追込み網漁業」を世襲制によって維持すると同時に、和歌山県南部ならではの多様な地先漁業を組み合わせることで、自営としての就労の場を維持している。加えて、「観光業」に代表される「サービス業」が漁家世帯の所得確保機会として大きな役割を果たしていることも大きな特色である。

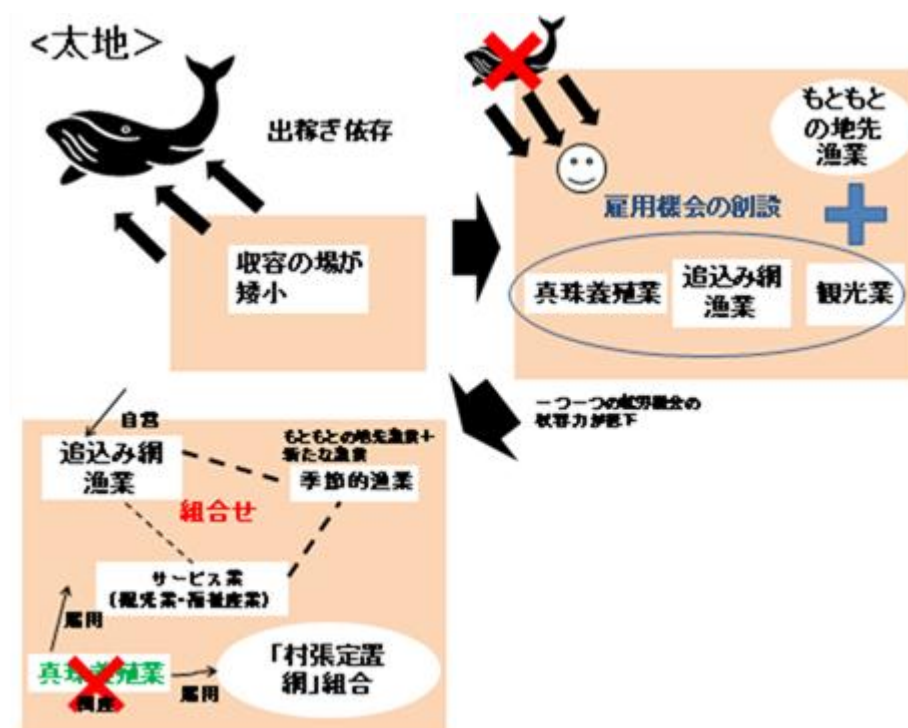


図 4-2 太地町における「受け皿」の形成

つまり 1990 年代以降、太地町においては、漁業内外の「条件不利化」が進行する中で、第一に自営漁家層においては、「世帯」を基盤とした基幹的漁業の継承—つまり技術の伝承、経営の移譲が維持され、漁家子弟 U ターン の場が維持されていること、第二に雇用中心階層においては、地域内にもともと

と存在した、漁業を中心とした雇用機会の「受け皿」としての意味が、長期的不況の中で、相対的に大きくなったこと、第三に、①②における所得の少なさを補う、サービス業を含む多種多様な雇用機会が、地域内に多く存在していること、以上3つを主要因として、個々の地域内就労機会の結びつきが強まり、地域内で雇用を中心とした就労の場が形成されている。以上が、「新規参入」を受け入れる地域的条件であると結論付けられるだろう。

これらをまとめると、漁村地域へのUターン・Iターンを含む「新規参入」を可能とする地域的条件とは、実証分析で見てきたように、1990年代後半以降、より“地域性”が反映された「受け皿」が個々の漁村地域にあらわれはじめた、あるいは拡大してきたことである。ここでの「地域性」とは、立地条件・資源条件などの初発条件、地域全体の社会構造を基盤としながら、それまでの歴史の中で形成されてきた資源・漁場利用のありかたが、1990年代以降の漁業内外の構造的変容の中で、漁業者・地域主体により柔軟に変容することで、作り出されてきたものである。このような地域社会のもつ「多面性」により、漁村地域は「参入できる」(Uターン・Iターン含む)地域として存立している、と結論付けられよう。よって、このような「地域性」を踏まえ、青壮年の存在形態と不可分である地域漁業のありかたそのものから見直すような、後継者対策が必要とされる。

注

- 1)宮澤晴彦「沿岸漁業経営構造の分析視角—漁船漁業経営の再編をめぐって—」『北日本漁業』第35巻,2007年
- 2)加瀬和俊「沿岸漁業における後継者問題—その現状と展望」『水産振興』第47巻第7号,2011,pp.47において、「漁業者の高齢化・減少の下で漁場に余裕が生じているにも関わらず・・・」とある。
- 3)神島においては、以上の状況から漁場に「空き」が生じつつあるが、本論で述べたように島外からの参入は受け入れていない。よって、ここでの「新規参入」は、「島民だが、タコツボ漁業者ではなかったもの」の参入が認められるようになった、という意味である。

謝辞

本論文を作成するに当たり、多くの方々にお世話になりました。常清秀教授には、研究のみならず、生活の様々な面でサポートして頂きました。また前主指導教授である長谷川健二先生においては、福井県立大学に研究の場を移されてからも、研究をしっかりと指導して頂きました。自分はとても人間的に未熟なところがあり、お2人には多くの心配をおかけしたことと思います。お2人は研究スタイルも、論文の方法論も異なっていますが、「基礎勉強をおろそかにせず、現場から考える」という姿勢は共通であり、私も先生方の研究に対する姿勢から、勉強させて頂きました。また、同講座・講座外の先生方にも大変お世話になりました。特に審査委員の石田正昭教授・波多野豪教授からは、客観的な立場からの的確なご指導を頂きました。そして、吉岡基研究科長には、修士課程の頃から変わらぬ励ましを頂きました。本当に、皆様方に「育てられてきた」と実感しています。

博士後期課程では、生活の面でも研究の面でも想定外の様々なことがあり、プレッシャーに押しつぶされそうになった時もありました。ですが、皆様の温かいご支援により、乗り越えることができたと思います。特に去年の12月以降は、環境的にも精神的にも論文に没頭することができ、とても贅沢な時間を過ごすことができました。この場をお借りして、私の研究生活を支えて下さった全ての方々に、心からお礼を申し上げます。